

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

ご契約のしおり・約款コード **2019-0120**

上記コードは、当社ホームページからご契約のしおり・約款をご確認いただく際に使用するコードです。

ガン保険(無解約返戻金型)(18)

無配当

▶ ご契約のしおり・約款

はじめに

この冊子にはご契約にともなう大切な事項が記載されています。

必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

内容は、次の二つの部分に分かれています。

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項や諸手続き等、ぜひ知っていただきたい事項について記載しています。

約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

Web約款のご案内

ご契約のしおり・約款は当社ホームページからもご確認いただけます。

<https://www.msa-life.co.jp>

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

ご契約のしおり



はじめにお読みください

主契約について

特約について

給付金等のお支払いについて

ご契約に際して

ご契約後について

ご契約のしおり・約款 目次

ご契約のしおり



ご契約のしおり 目的別目次	4
主な保険用語のご説明	6

はじめにお読みください

●お願いとお知らせ

・ 個人情報の取扱いについて	10
・ 「支払査定時照会制度」について	11
・ 取引時確認(本人確認)について	12
・ ご契約のお申込みについて	12
・ 保険料のお払込みに際して	12
・ クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について	13
・ 保険契約締結の「媒介」と「代理」について	14
・ 生命保険募集人について	14
・ 当社の組織形態について	14
・ 受取金額と払込保険料合計額の関係について	14
・ 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	14
・ 「生命保険契約者保護機構」について	15
・ 新たな保険契約へのお申込みについて	17
・ 苦情・相談窓口とその電話番号	17



主契約について

●ガン保険(無解約返戻金型)(18)	20
--------------------------	----



特約について

●保障を充実させる特約について	26
-----------------------	----



給付金等のお支払いについて

●給付金等のお受取り等の手続きについて	36
●給付金等をもれなくご請求ください	39
●給付金等のお支払いの際の未払込保険料について	41
●給付金等をお支払いできない場合について	43
●給付金等をお支払いできない場合の具体例	46
●こんなときQ&A①	51





ご契約のしおり



ご契約に際して

- 健康状態・ご職業等の告知義務について 54
- 保障の開始(責任開始期)について 57
- 保険料の払込方法について 58
- 保険料のお払込みに関する制度について 60
- 保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について 61
- ご契約の復活について 63
- 契約者配当金について 64



ご契約後について

- 保険料のお払込みが困難になられたとき 66
- ご契約の見直しについて 67
- ご契約者・死亡時返戻金受取人の変更について 68
- 解約と解約返戻金について 69
- 債権者等による解約についてと受取人によるご契約の存続について 70
- 被保険者によるご契約者への解除請求について 71
- 管轄裁判所について 71
- 税法上のお取扱いについて 72
- こんなときは、ただちにご連絡ください 74
- こんなときQ&A② 75



約 款

主契約

- ガン保険(無解約返戻金型)(18) 普通保険約款 1

特約

- ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18) 19
- ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型) 29
- 抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18) 39
- ガン退院療養給付特約(無解約返戻金型)(18) 53
- ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18) 61
- ガン死亡保障特約(無解約返戻金型)(18) 69
- 保険料口座振替特約 79
- クレジットカード扱特約 83
- 団体扱特約 85
- 準団体扱特約 89
- 集団扱特約 93

	こんなとき	このページをご覧ください	ご契約のしおり
はじめに	保険用語の意味がわからない	主な保険用語のご説明	6～7
	申込みを撤回したい	クーリング・オフ (お申込みの撤回等)について	13
主契約 特約	保険商品の特征と しくみを知りたい	・主契約について ・特約について	20～24 26～33
	給付金等を請求したい	給付金等のお受取り等の 手続きについて	36～38
給付金	給付金等が支払われない場合 について知りたい	給付金等をお支払いできない 場合について・具体例	43～50
	給付金等の 請求書類について知りたい	こんなときQ&A①	51～52
ご契約	告知義務について知りたい	健康状態・ご職業等の 告知義務について	54～56
	いつから保障が開始するか知りたい	保障の開始(責任開始期)について	57
	保険料の払込方法を変えたい	保険料の払込方法について	58～59
	保険料をまとめて払い込みたい	保険料のお払込みに関する 制度について	60
	保険料の払込みができなかった	保険料のお払込み・払込猶予期間と ご契約の無効・失効について	61～62
	効力を失った保険を元に戻したい	ご契約の復活について	63



こんなとき	このページをご覧ください	ご契約の しおり
保険料の払込みが困難になった	保険料のお払込みが困難になられたとき	66
保障を見直したい	ご契約の見直しについて	67
契約を解約したい	解約と解約返戻金について	69
生命保険にかかわる税金について知りたい	税法上のお取扱いについて	72～73
引っ越しして住所が変わった	こんなときQ&A②	75
結婚したとき(改姓)	こんなときQ&A②	75
保険証券を紛失してしまった	こんなときQ&A②	75

主な保険用語のご説明

か	解約返戻金 かいやく へん れい きん	ご契約が解約された場合等に、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
	ガン給付責任開始期(日) がん ぎゅう ふ せき にん かい し き び	ガン入院給付金、ガン手術給付金、ガン先進医療給付金、ガン診断給付金、ガン治療通院給付金、抗ガン剤治療給付金、ガン退院療養給付金、ガン死亡保険金およびガン高度障害保険金の保障 (以下「ガンに関する保障」といいます。) が開始される時期をガン給付責任開始期といい、そのガン給付責任開始期の属する日をガン給付責任開始日といいます。(ガン給付責任開始期の詳細については (57) ページ「保障の開始 (責任開始期) について」を参照してください。)
き	給付金 ぎゅう ふ きん	ガンにより入院されたときや手術されたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
	給付金受取人 ぎゅう ふ きん うけ とり にん	給付金を受け取る人のことをいいます。
け	契約応当日 けい やく おう とう び	ご契約後の保険期間中に迎える契約日に対応する日のことをいいます。契約日の月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」といいます。
	契約者(保険契約者) けい やく しゃ ほ けん けい やく しゃ	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利 (契約内容変更などの請求権) と義務 (保険料支払義務) を持つ人のことをいいます。
	契約年齢 けい やく ねん れい	ご契約日における被保険者の年齢 (満年齢) です。 (例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。 なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約応当日ごとに1歳を加えた年齢をいいます。
	契約日 けい やく び	通常はご契約の保障が開始される日 (責任開始日) をいい、契約年齢・保険期間等の計算の基準日となります。ただし、保険料のお払込方法により契約日と責任開始日が異なる場合があります。
こ	告知義務と告知義務違反 こく ち ぎ む こく ち ぎ む い はん	ご契約者と被保険者が、ご契約のお申込みをされる時等に、「告知書」で当社がおたずねする過去の傷病歴 (傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業等について、事実をありのままに正確にもれなく報告していただく義務を「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合等は、告知義務違反として、当社はご契約または特約を解除することができます。
し	失効 しつ こう	第2回目以後の保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがない場合に、ご契約の効力が失われることです。
	指定代理請求人 し てい だい り せいぎゅう にん	保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき、保険金等の受取人に代わって請求を行うために、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者等、当社所定の範囲内で、あらかじめご契約者が指定した人をいいます。
	支払事由 し はらい じ ゆう	約款に定める保険金等をお支払いする事由をいいます。この支払事由に該当された場合に、保険金等をお受取りいただけます。

	主契約と特約 しゅ けい やく とく やく	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法等主契約と異なる特別な約束をする目的で主契約に付加するものです。
せ	責任開始期(日) せき にん かい し き び	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
	責任準備金 せき にん じゅん び きん	将来の保険金等を支払うために、ご契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
と	特約条項 とく やく じょう こう	特約の約款のことをいいます。なお、普通保険約款と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。
は	払込期月 はらい こみ き げつ	第2回目以後の毎回の保険料を払い込んでいただく期間のことで、各保険料につき、契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
ひ	被保険者 ひ ほ けん しゃ	生命保険の保障の対象として保険がつけられている人のことをいいます。
ふ	普通保険約款 ふ っ ぽう ほ けん やっ かん	主契約の約款のことをいいます。
	復活 ふっ かつ	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知または診査が必要となりますが、健康状態等によっては復活できないこともあります。
ほ	保険金 ほ けん きん	被保険者が死亡または高度障害状態になられたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
	保険証券 ほ けん しょう けん	保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものです。
	保険年度 ほ けん ねん ど	ご契約日からその日を含めて、1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度……となります。
	保険料 ほ けん りょう	ご契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。
	保険料払込期間満了日 ほ けん りょう はらい こみ きん かん まん りょう び	保険料の払込期間が終了する日をいいます。年満了の場合、契約日からその年数に達する年単位の契約応当日の前日となります。保険料払込期間の満了が被保険者の年齢により定められている場合、被保険者がその年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日となります。 (例) 60歳満了であれば満60歳を迎えられた後に到来する最初の契約応当日の前日までが保険料払込期間であり、契約応当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日が保険料払込期間満了日となります。
や	約款 やっ かん	ご契約者と保険会社との契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

M E M O

はじめにお読みください



●お願いとお知らせ

- ・ 個人情報の取扱いについて…………… 10
- ・ 「支払査定時照会制度」について…………… 11
- ・ 取引時確認（本人確認）について …… 12
- ・ ご契約のお申込みについて…………… 12
- ・ 保険料のお払込みに際して…………… 12
- ・ クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について…………… 13
- ・ 保険契約締結の「媒介」と「代理」について…………… 14
- ・ 生命保険募集人について…………… 14
- ・ 当社の組織形態について…………… 14
- ・ 受取金額と払込保険料合計額の関係について…………… 14
- ・ 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合…………… 14
- ・ 「生命保険契約者保護機構」について…………… 15
- ・ 新たな保険契約へのお申込みについて…………… 17
- ・ 苦情・相談窓口とその電話番号…………… 17



お願いとお知らせ

個人情報の取扱いについて

●当社が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。

- ・ 保険契約のお引受け、維持・管理、継続、保険金・給付金等のお支払い
- ・ 当社の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
- ・ その他保険に関連・付随する業務

また、当社および当社グループ会社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約のお引受け、履行のために利用することがあります。

●当社は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、当社グループ会社、募集代理店、医師、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等（以下「委託先」といいます。）に委託しております。

●当社は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。

※医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

●当社は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

●当社および当社グループ会社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細（グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。）、商品・サービスや当社グループ会社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、当社ホームページ (<https://www.msa-life.co.jp>) をご覧ください。

「支払査定時照会制度」について

「保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。」

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実が消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。（巻末をご参照ください。）

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしてします。)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。



お願いとお知らせ

取引時確認(本人確認)について

- 当社では、お客さまとの生命保険契約の締結等にあたり、法令(※1)に基づきお客さまに氏名・住居等が記載された公的証明書を提示いただく方法等により取引時確認(本人確認)を行います。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がマネー・ローンダリング(※2)に利用されることを防ぐこと等を目的としたものです。

※1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)

※2. 犯罪等で得た「資金」を正当な取引で得た「資金」に見せかけること等

- お客さまの取引時確認(本人確認)は、以下の場合に行います。

- ・生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引発生時
- ・現金等による200万円を超える取引時
- ・仮名取引やなりすましの疑いがある場合等

なお、お客さまの取引時確認(本人確認)を行う取引・商品等につきましては、対象外となるものがあります。

- 取引時確認(本人確認)では、お客さまが個人の場合は氏名・住居・生年月日・職業等を、法人の場合は名称・本店の所在地・事業内容・実質的支配者等を確認します。取引時確認(本人確認)で確認した事項に後日変更が生じる場合は、当社あてにご連絡をお願いします。

ご契約のお申込みについて

「申込書・告知書は、ご自身で正確に記入してください」(※)

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者自身で記入してください。
記入内容を十分お確かめのうえ、自署(ご契約者が法人の場合は記名・押印)をお願いします。
告知の詳細については、(54) ページ「健康状態・ご職業等の告知義務について」を参照してください。
※情報端末を利用してお申込み・告知等の手続きをしていただく方法を含みます。

保険料のお払込みに際して

「領収証は必ずお受取りください」

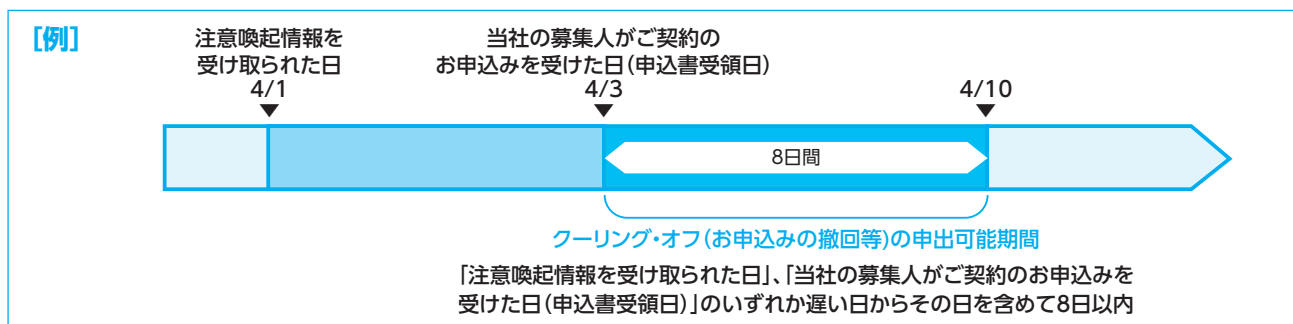
- 保険料を社員または代理店に、現金または小切手でお払込みいただく際は、必ず引換えに当社所定の領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受取りください。ただし、当社所定の口座に直接お振込みいただく場合は、電信振込領収証等をもって領収証とし、別途保険料領収証は発行しません。
- 領収証の金額、領収日を必ずお確かめください。

クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について

「ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます」

- お申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます。)がお申込みをされた後でも、「注意喚起情報(※)を受け取られた日」、「当社の募集人がご契約のお申込みを受けた日(申込書受領日)」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回等を行うことができます。

※注意喚起情報は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。



- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により当社までお送りください。この場合、書面には、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込番号とあわせてお申込みの撤回等をする旨を記載してください。

書面記載例

私は、下記の保険契約の申込みを撤回します。

申込者等氏名：○○ ○○(自署)
住 所：○○県○○市○○町○-○-○
電話番号：○○○-○○○○-○○○○
申込番号：○○○○○○○○○○

- お申込みの撤回等があった場合で、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社は、申込者等にお払込みいただいた金額を全額お戻しします。
- 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。
ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 次の場合には、お申込みの撤回等を行うことができません。

- 1 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 2 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 3 既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加等)のとき
- 4 法人をご契約者とする保険契約であるとき

- お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、代理店・社員、当社の課支社または本社までご連絡ください。
- 生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださるようお願いいたします。



お願いとお知らせ

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して、生命保険募集人が承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例

・ご契約の復活 ・特約の中途付加 等

それぞれの内容については、(53)ページ「ご契約に際して」、(65)ページ「ご契約後について」をご覧ください。

- なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。(巻末をご参照ください。)

当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

受取金額と払込保険料合計額の関係について

- 保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、保険金・給付金等のお受取金額がお払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

「生命保険契約者保護機構」について

●当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）。
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^{（注1）}を超えていた契約を指します^{（注2）}。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{ (過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 \div 2 \}$

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めるところとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

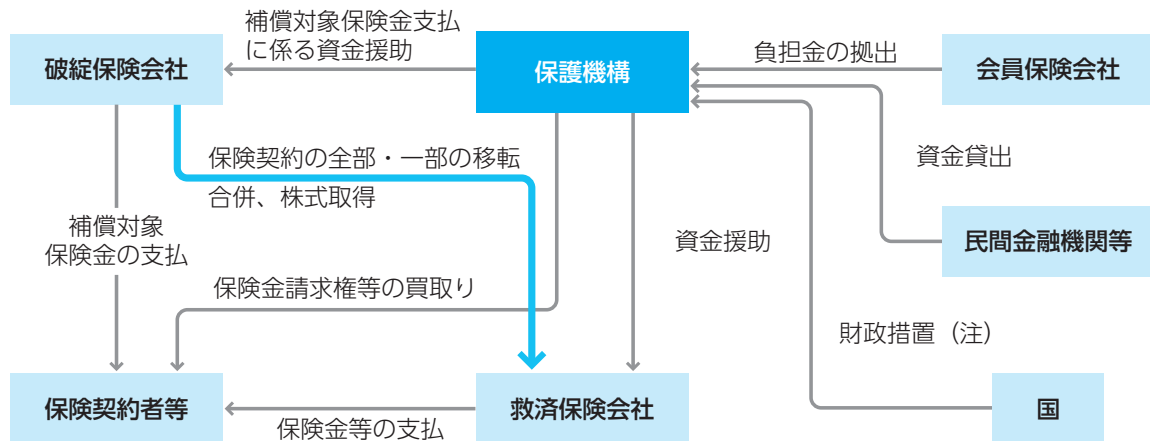
※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。



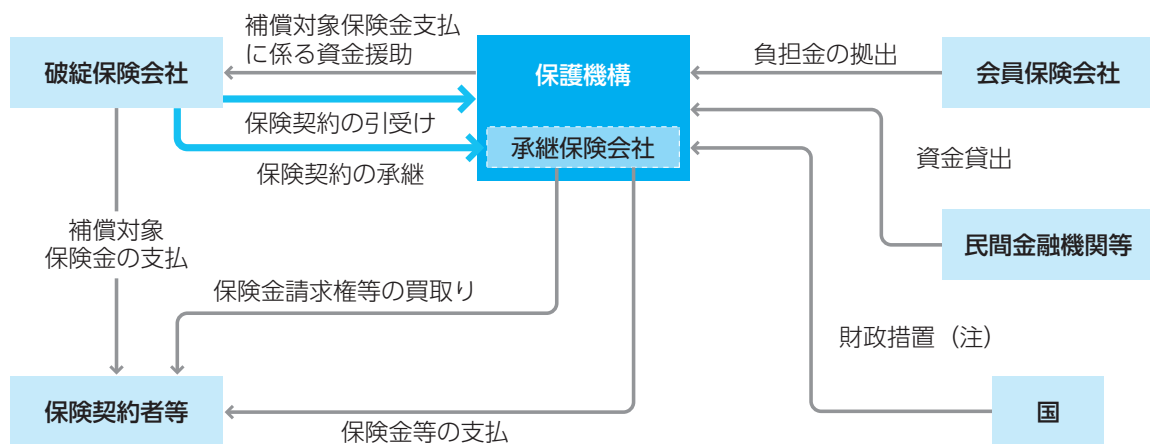
お願いとお知らせ

仕組みの概略図

■救済保険会社が現れた場合



■救済保険会社が現れない場合



注

- 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
- 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820

【月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時】

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

新たな保険契約へのお申込みについて

「現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約へのお申込みをご検討されている方へ」

- 現在ご契約の保険契約については、一般的に各種特約等の中途付加や追加契約等の方法によっても保障内容を見直すことができます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率等は現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とでは異なることがあります。
- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - ・多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ・新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約は元に戻せないことがあります。
 - ・新たな保険契約の保険料は現在の被保険者の年齢により計算されます。
 - ・新たにお申込みの保険契約についても告知義務があります。告知の詳細については、(54)ページ「健康状態・ご職業等の告知義務について」を参照してください。
 - ・「現在ご契約の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約」であっても、告知義務違反による解除の規定は「新たな保険契約の責任開始日」が起算日として、適用されます。
 - ・よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもあります。**
 - ・新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、保険金・給付金等のお支払いができない場合があります。また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより保険金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。

苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見につきましては、当社お客さまサービスセンターへご連絡ください。
お問い合わせ先:三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386
月～金/9:00～18:00 土/9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。
お問い合わせ先:一般社団法人 生命保険協会
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

MEMO

主契約について

特徴としくみ・給付について

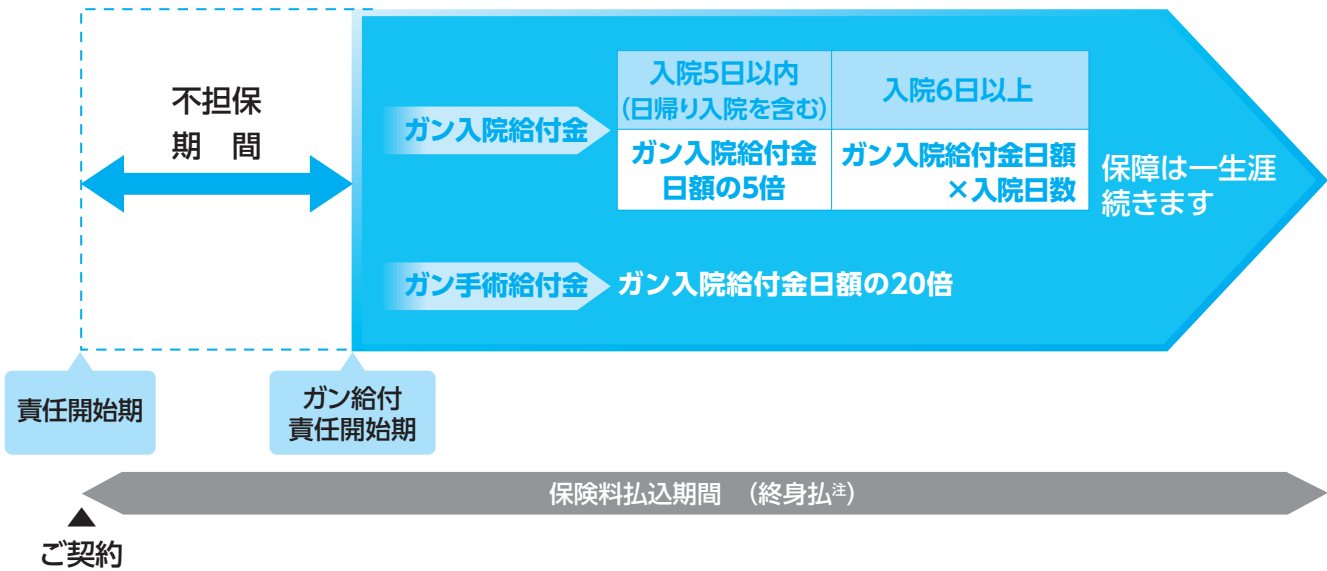




ガン保険（無解約返戻金型）（18）

特徴としくみ①

ガンに立ち向かう人と支えるご家族のために



注 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。
※責任開始期およびガン給付責任開始期の詳細については、(57) ページ「保障の開始（責任開始期）について」をご覧ください。

特徴

特徴1

ガンによる約款所定の入院・手術を一生涯にわたり保障します。

特徴2

上皮内ガンも保障の対象です。

特徴3

ガン入院給付金の支払日数は無制限です。

特徴4

日帰り入院から保障します。
入院5日目までは一律5日分のガン入院給付金をお支払いします。

特徴5

ご希望に応じて、ガンによる通院・抗ガン剤治療等の保障に対応した、各種特約を付加することができます。

特徴6

保険料払込期間中に解約された場合には、解約返戻金はありません。

ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金（ガン入院給付金日額の10倍）をお受け取りいただけます。

すべての保険料が払い込まれていないときは、解約返戻金がありません。

特徴7

契約者配当金はありません。

注

1. 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無により判断します。
2. 入院日数が5日以内の場合は一律5日分のガン入院給付金をお支払いします。
入院日数が6日以上の場合はガン入院給付金日額×入院日数をお支払いします。
3. ガン保険（無解約返戻金型）（18）には、保険料払込免除のお取扱いはありません。



ガン保険（無解約返戻金型）（18）

特徴としくみ②

解約返戻金について

<主契約>

保険料払込期間中に解約された場合には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお支払いいただいている場合のみ、解約返戻金（ガン入院給付金日額の10倍）をお受け取りいただけます。



<特約>

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

ガンの定義および診断確定について

- 対象となるガンは、約款別表に記載された悪性新生物および上皮内新生物です。
※詳しくは普通保険約款別表2「対象となるガン」をご覧ください。
- ガンの診断確定とは、医師によって病理組織学的所見（生検）により、ガンに罹患したとの診断が確定することを行います。（病理組織学的所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）

給付について

次ページにもつづきます

主契約について

ガン保険（無解約返戻金型）（18）／特徴としくみ②・給付について

給付金について

- 被保険者がガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として約款所定の入院・手術をされたときに給付金をお支払いします。

お支払いできる場合（お支払事由）	お支払いする給付金	お受取人
ガン給付責任開始期以後にガンと診断確定され、その治療を目的として1日以上 病院または診療所 に 入院 されたとき 注 1.2.3.4	ガン入院給付金 (1)入院日数が5日以内の場合 ガン入院給付金日額の5倍 (2)入院日数が6日以上の場合 ガン入院給付金日額×入院日数	ガン給付金受取人 被保険者とします。ただし、ご契約者が法人の場合 注 、被保険者の同意を得て、ご契約者を受取人とすることができ ます。
ガン給付責任開始期以後にガンと診断確定され、その治療を目的として 約款所定の手術 を 病院または診療所 で受けられたとき 注 1.2.5.6.7.8	ガン手術給付金 ガン入院給付金日額の20倍	注 死亡時返戻金受取人が指定されているときは、ご契約者が法人で、かつ、死亡時返戻金受取人の場合に限り ます。

- 注**
1. 給付金をお支払いできない場合については、(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
 2. **病院または診療所**→普通保険約款別表3「病院または診療所」をご覧ください。
 3. **入院**→普通保険約款別表4「入院」および備考をご覧ください。
 4. 入院の原因を問わず、ガン入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、継続した1回の入院とみなします。ただし、ガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
 5. **約款所定の手術**→普通保険約款別表5「対象となる手術」および備考をご覧ください。
 6. ガン手術給付金のお支払回数の限度はありません。ただし、一部の手術（ファイバースコープによる手術等）は、60日間に1回の給付限度があります。
 7. 治療を目的としない手術や、約款に定める種類以外の手術を受けられてもガン手術給付金はお支払いしません。
 8. 同時に複数の手術を受けられた場合には、そのうちいずれか1つの手術についてのみガン手術給付金をお支払いします。

被保険者が死亡されたときは、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金として死亡時返戻金受取人にお支払いします。
※保険料払込期間中に死亡されたときは死亡時返戻金はありません。



ガン保険（無解約返戻金型）（18）

■入院を2回以上された場合のお支払い

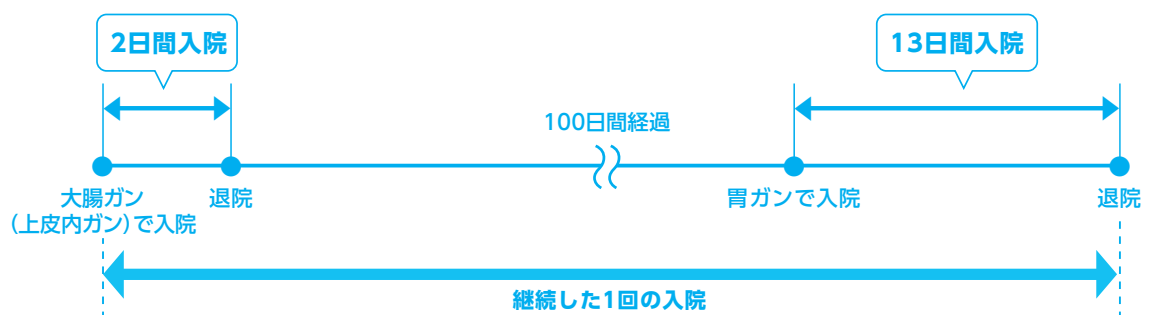
- 入院の原因を問わず、主契約のガン入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、継続した1回の入院とみなします。ただし、主契約のガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 継続した1回の入院とみなされた場合、その入院日数をもとに主契約のガン入院給付金をお支払いします。

【例】大腸ガン（上皮内ガン）で2日間入院後、胃ガンで13日間入院した場合

内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術を受け、2日間入院した。病理組織学的所見にて大腸ガン（上皮内ガン）と診断確定され5日分のガン入院給付金を受け取った。その後、退院から100日後に胃ガンで13日間入院されたとき

継続した1回の入院の場合

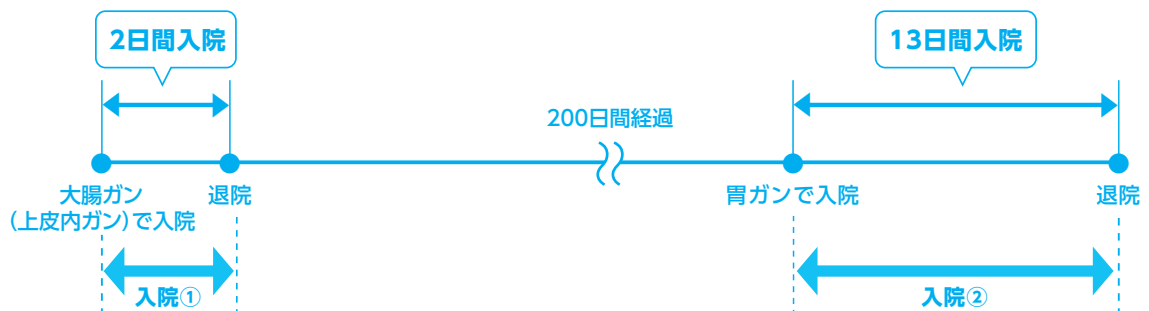
継続した1回の入院とみなされ、すでに1回目の入院において5日分をお支払いしているため、2回目の入院のガン入院給付金は10日分をお支払いします。



内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術を受け、2日間入院した。病理組織学的所見にて大腸ガン（上皮内ガン）と診断確定され5日分のガン入院給付金を受け取った。その後、退院から200日後に胃ガンで13日間入院されたとき

新たな入院の場合

2回目の入院は新たな入院とみなされるので、ガン入院給付金は13日分をお支払いします。



特約について





保障を充実させる特約について

ガン保険(無解約返戻金型)(18)の保障内容を充実させる特約として、
ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)・ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)・ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)・抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)・ガン退院療養給付特約(無解約返戻金型)(18)・ガン死亡保障特約(無解約返戻金型)(18)があります。

- 特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一となります。
- 特約の保険料は、主契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。

ガン保険(無解約返戻金型)(18)に付加される特約のお支払事由の変更について

- 当社は、法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て次の給付金のお支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡します。

お支払事由を変更することがある給付金

ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)条項のガン先進医療給付金
抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)条項の抗ガン剤治療給付金

ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)

- ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき、およびその後1年を経過した日の翌日以後にガン(再発を含む)により入院されたときに給付金をお支払いします。

※ガン診断給付金は、お支払事由に該当するごとに繰り返してお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
ガン診断 給付特約 (無解約返戻 金型)(18)	次のいずれかに該当されたとき ・ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき ・本給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年経過後にガンによる入院を開始されたとき	ガン診断給付金	主契約の ガン給付金 受取人

注

1. 給付金をお支払いできない場合については、(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **入院**→普通保険約款別表4「入院」および備考をご覧ください。
3. ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合には、1年を経過した日の翌日に入院を開始したものとみなします。
4. ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からガンの治療を目的として入院したものとして、ガン診断給付金をお支払いします。



保障を充実させる特約について

ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)

●ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として通院をされたとき、給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
ガン治療 通院給付 特約 (無解約返 戻金型)	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として、 病院または診療所 に通院されたとき ただし、次の期間(支払対象期間)中の 通院 が対象になります。 ・初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間 ・最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当した日からその日を含めて5年間 (1) ガンが再発したと診断確定されたとき (2) ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき (3) ガンが新たに生じたと診断確定されたとき (4) ガンの治療を目的として、 病院または診療所 に入院されたとき (最終の支払対象期間が満了した日の翌日にガンで継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなします。)	ガン治療通院給付金 主契約のガン入院給付金日額 ×通院日数	主契約の ガン給付金 受取人

注

- 給付金をお支払いできない場合については、(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- 病院または診療所**→普通保険約款別表3「病院または診療所」をご覧ください。
- 通院**→通院とは、医師による治療が必要であり、普通保険約款別表3「病院または診療所」に定める病院または診療所(患者を収容する施設を有しないものを含みます)において、外来による診察、投薬、処置、手術、その他の治療を受けることをいいます。(往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。)
検査や経過観察のための通院、美容上の処置による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取りのみの通院、ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院等は、ガン治療通院給付金のお支払対象外です。
- 次の場合については、ガン治療通院給付金は重複してお支払いできません。
 - ・1日に2回以上通院された場合
 - ・2つ以上のガンの治療のために通院された場合
- 主契約からガン入院給付金が支払われる場合、ガン入院給付金のお支払対象となる日についてはガン治療通院給付金をお支払いしません。

抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)

- ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として抗ガン剤治療を受けられたとき、給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
抗ガン剤 治療給付特約 (無解約返戻 金型)(18)	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として、次のいずれかに該当する 約款所定の抗ガン剤治療 を受けられたとき (1) 公的医療保険制度 における 医科診療報酬点数表 または 歯科診療報酬点数表 により、 約款所定の抗ガン剤 にかかる薬剤料または処方せん料が算定される治療 (2) 約款所定の先進医療 による療養 (3) 約款所定の患者申出療養 による療養 (4) 上記以外に、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている 約款所定の抗ガン剤 を用いた治療	抗ガン剤治療給付金 抗ガン剤治療給付金月額 × お支払事由に該当する月 の月数	主契約の ガン給付金 受取人

注

- 給付金をお支払いできない場合については、(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- 約款所定の抗ガン剤治療**→抗ガン剤治療とは、約款所定の抗ガン剤を投与することにより、ガンを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法をいいます。(ホルモン療法を含みます。)
- 約款所定の抗ガン剤**→抗ガン剤とは、抗ガン剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち下記に分類される薬剤をいいます。

L01 (抗悪性腫瘍薬)、L02 (内分泌療法)、L03 (免疫賦活薬)、L04 (免疫抑制薬)、
V10 (治療用放射性医薬品)

- 公的医療保険制度**→抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)条項別表5「公的医療保険制度」をご覧ください。
- 医科診療報酬点数表**→抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)条項別表6「医科診療報酬点数表」をご覧ください。
- 歯科診療報酬点数表**→抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)条項別表7「歯科診療報酬点数表」をご覧ください。



保障を充実させる特約について

注

7. **約款所定の先進医療**→先進医療とは、抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）条項別表5「公的医療保険制度」の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

ただし、抗ガン剤治療を受けた日現在、抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）条項別表5「公的医療保険制度」の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている抗ガン剤治療は除きます。（※）

8. **療養**→療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

9. **約款所定の患者申出療養**→患者申出療養とは、抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）条項別表5「公的医療保険制度」の法律にもとづき、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限ります。）をいいます。

ただし、抗ガン剤治療を受けた日現在、抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）条項別表5「公的医療保険制度」の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている抗ガン剤治療は除きます。（※）

10. 対象となるガンは抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）条項別表2「対象となるガン」をご覧ください。

11. **お支払事由に該当する月**→次のいずれかを含む月をいいます。

（1）注射による投与が医師^注により行われた場合

医師^注によりその抗ガン剤が投与された日

注 看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。

（2）経口による投与が行われた場合

医師が作成した処方せんにもとづくその抗ガン剤の投薬期間に属する日のうち、その抗ガン剤を投与すべきとされる日（ただし、被保険者が生存している日に限ります。）

（3）上記（1）（2）に該当しない場合

医師がその抗ガン剤を処方した日

12. 抗ガン剤治療給付金が支払われる抗ガン剤治療を受けた日が同一の月に2回以上あるときは、その月の最初に抗ガン剤治療を受けた日に抗ガン剤治療給付金の支払事由が生じたものとみなします。

13. 抗ガン剤治療給付金のお支払いは、お支払事由に該当する月を通算して120月を限度とします。

（※）詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

医療技術・医療機関・適応症等は、随時見直しが行われます。

そのため、ご契約時点では先進医療・患者申出療養に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療・患者申出療養に該当しない場合、抗ガン剤治療給付金のお支払対象外となります。

ガン退院療養給付特約(無解約返戻金型)(18)

- ガン入院給付金が支払われる入院を継続して20日以上した後、生存して退院されたとき、給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合(お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
ガン退院療養給付特約 (無解約返戻金型)(18)	ガン入院給付金が支払われる入院を継続して20日以上した後、生存して退院されたとき	ガン退院療養給付金 ガン入院給付金日額の20倍	主契約のガン給付金受取人

- 注**
1. 給付金をお支払いできない場合については、(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
 2. ガン退院療養給付金が支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、ガン退院療養給付金をお支払いしません。



保障を充実させる特約について

ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)

- ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因としてお支払対象となる療養を受けられたとき、給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払できる場合(お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
ガン先進医療特約 (無解約返戻金型)(18)	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として約款所定の先進医療による療養を受けられたとき	ガン先進医療給付金 被保険者が負担した次の費用 (1) 先進医療にかかわる技術料 (2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所までの交通費(医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます)の額 (3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費(1泊につき1万円を限度とします。)	主契約のガン給付金受取人

注

- 給付金をお支払いできない場合については、(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- 約款所定の先進医療**→先進医療とは、ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)条項別表4「公的医療保険制度」の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りまゝす。)をいいます。
ただし、療養を受けた日現在、ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)条項別表4「公的医療保険制度」の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。
※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。
そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、ガン先進医療給付金のお支払対象外となります。
- 療養**→療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
- 先進医療にかかわる技術料**→ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)条項別表5「先進医療の技術にかかわる費用の額」をご覧ください。
- 先進医療にかかわる技術料以外の通常の治療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院料等)の費用は、ガン先進医療給付金のお支払対象となりません。
- ガン先進医療給付金のお支払い額は保険期間通算で2,000万円を限度とします。

ガン死亡保障特約(無解約返戻金型)(18)

- ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、次のお支払事由に該当されたときに給付金等をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合(お支払事由)	お支払いする保険金	お受取人
ガン死亡保障特約 (無解約返戻金型)(18)	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として死亡されたとき	ガン死亡保険金	ガン死亡保険金受取人
	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として約款所定の高度障害状態になられたとき	ガン高度障害保険金	主契約のガン給付金受取人

- 注**
1. 給付金等をお支払いできない場合については、(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
 2. ガン高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態になられた時からこの特約は消滅したものとします。
 3. ガン死亡保険金・ガン高度障害保険金は各々重複してお支払いしません。
 4. **約款所定の高度障害状態**→ガン死亡保障特約(無解約返戻金型)(18)条項別表2「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。

●ガン死亡保障特約(無解約返戻金型)(18)に関するご注意

保険期間を通じて解約返戻金はありません。解約返戻金のある同種の保険と比較すると下表のとおりとなります。

<ご契約例>

男性30歳 保険期間・保険料払込期間:終身 ガン死亡保険金額:100万円 保険料払込方法:月払(口座振替扱)

		ガン死亡保障特約(無解約返戻金型)(18) 月払保険料:297円		【ご参考】解約返戻金のあるガン死亡保障特約 月払保険料:735円	
経過年数	年齢	払込保険料累計	解約返戻金	払込保険料累計	解約返戻金
1年	31歳	3,564円	0円	8,820円	4,300円
10年	40歳	35,640円	0円	88,200円	72,800円
20年	50歳	71,280円	0円	176,400円	150,400円
30年	60歳	106,920円	0円	264,600円	221,000円
40年	70歳	142,560円	0円	352,800円	261,500円
50年	80歳	178,200円	0円	441,000円	242,300円
60年	90歳	213,840円	0円	529,200円	186,500円

※解約返戻金のあるガン死亡保障特約は当社では取扱がありません。記載の数値は、解約返戻金のある同種の商品を当社が取り扱う場合に予定する「参考数値」です。

MEMO

給付金等のお支払いについて



● 給付金等のお受取り等の手続きについて……………	36
● 給付金等をもれなくご請求ください……………	39
● 給付金等のお支払いの際の未払込保険料について……………	41
● 給付金等をお支払いできない場合について……………	43
● 給付金等をお支払いできない場合の具体例……………	46
● こんなときQ&A① ……………	51



給付金等のお受取り等の手続きについて

請求手続きについて

給付金等のお支払事由が発生したときは、ただちに当社にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。

具体的なお手続き方法については、51ページをご覧ください。

- 給付金等のお支払事由が生じましたら、ただちにご連絡ください。長期間経過しますと、お支払い等に支障をきたす場合もありますのでご注意ください。
- 給付金等のお支払いの可能性があるとと思われる場合、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社にご連絡ください。

注 お申込みいただいたご契約に、当社がお引受けできるかどうかを決定（承諾）する前に給付金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに当社所定の方法により被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知・診査等から当社がお引受けを承諾できる場合は、給付金等をお支払いします。ただし、(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」に記載している約款の定めにより給付金等をお支払いできない場合（お申込み前からすでに病気やケガ等が発生していたり、告知の内容が事実と相違していたとき等）を除きます。

- 給付金等は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- お支払いに際し、ご提出いただいた書類に加えてご請求内容について約款所定の確認が必要な場合には、給付金等を5営業日以内にお支払いできないことがあります。この場合、確認事項に応じて約款所定の期日以内にお支払いします。ただし、確認に際し、ご契約者、被保険者、給付金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げたり、確認等に応じていただけなかった場合、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等をお支払いできません。

<約款所定の確認>の例

給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
・給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 ・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する可能性がある場合	すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日以内
上記の確認を行うために特別な照会や調査が必要な場合には、お支払期限が90日、120日または180日以内となる場合があります。	

注 給付金等をお支払いする場合に、未払込みの保険料があるときは、その保険料を差し引きます。

- 給付金等は口座振込の方法でお支払いします。

代理請求制度について

ガン給付金受取人が給付金等を請求できない＜特別な事情＞があるときは、その代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）により請求をすることができます。

代理請求人（指定代理請求人を含みます。以下同じ。）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

＜特別な事情＞の例

- ①被保険者本人が、病名・病状等を知らされていないため（例えば、ガンの場合）、給付金等を請求できない場合
- ②障害または病気により給付金等を請求する意思表示ができないまたは困難であると当社が認めた場合
- ③その他、上記①または②に準じる状態であると当社が認めた場合

注 故意に給付金等の支払事由を生じさせた者は、代理請求人としてのお取扱いを受けることはできません。

代理請求人について

●ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の範囲内であらかじめ指定した場合（この指定された者を指定代理請求人といいます）。ただし、代理請求時においてもこの範囲内であることを要します。

請求者（指定代理請求人）

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪）
- ④被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ⑤被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている上記④以外の者
- ⑥被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
- ⑦その他上記⑤および⑥に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

※⑤～⑦については、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金等の受取人またはご契約者のために給付金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。

※ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更または解除することができます。

●指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合もしくは請求時に上記①～⑦のいずれの者にも該当しない場合を含みます）、または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者（代理請求人）

- ⑧死亡時返戻金受取人

※請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。

・上記⑧に該当する者がいない場合または⑧に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者（代理請求人）

- ⑨請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

・上記⑧もしくは⑨に該当する者がいない場合または上記⑧もしくは⑨に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者（代理請求人）

- ⑩請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族



給付金等のお受取り等の手続きについて

注 代理請求する時点で代理請求人としての要件を満たさない場合は、ご請求をお受けすることはできませんのでご注意ください。

■代理請求制度をご利用になる場合、次の点についてあらかじめご了承ください。

- ・給付金等を代理請求人にお支払いした場合、そのお支払い後に給付金等のご請求を受けても、当社はこれをお支払いすることはできません。
- ・代理請求に基づき給付金等をお支払いした場合、被保険者にはお支払いの旨をご連絡しません。ただし、請求書類やお支払明細を郵送した際に、被保険者がこれらをご覧になってしまうことによって、お支払いの事実や真の病名を知ってしまう可能性があります。
お支払いの事実や病名について配慮が必要な場合は、ご請求の際に当社お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- ・ガン入院給付金等の請求後の被保険者あるいはご契約者からのご照会について、当社は直接の回答をせず代理請求人にご連絡をとらせていただくことがあります。



給付金等をもれなくご請求ください

次ページにもつづきます

保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができる可能性があります。

保険金・給付金等をご契約内容に応じてもれなくご請求いただくために、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご契約の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。また、事例に記載した以外にも、その状況によってお取扱いに違いが生じることがあります。

なお、ご不明な点につきましては、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。（巻末をご参照ください。）

複数のご契約（特約を含む）をされている場合

●同一の被保険者で複数のご契約をされている場合がありますので、あわせてご確認ください。

・複数のご契約の被保険者となっている場合



ご契約内容により

複数のご契約から給付金・保険金等をお支払いできる場合があります。

- 例
- ・ご契約者名が異なる契約がある
 - ・加入時期が異なる契約がある
 - ・ご家族として保障される契約（家族型、夫婦型等）がある
 - ・勤務先等で団体保険に加入している 等

ご請求が悪性新生物（ガン）・急性心筋梗塞・脳卒中による場合

以下のいずれかの病気の場合

- ・悪性新生物（ガン）
- ・急性心筋梗塞
- ・脳卒中



ご契約内容により

保険金等をお支払いできる場合があります。

- 例
- ・特定疾病保障終身保険
 - ・特定疾病保障定期保険
 - ・三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）（18） 等

保険料のお払込みを免除できる場合があります。

- ・保険料払込免除特約
- ・新保険料払込免除特約

給付金等のお支払いについて

給付金等をもれなくご請求ください
給付金等のお受取り等の手続きについて



給付金等をもれなくご請求ください

ご請求が「約款所定の障害状態」や「約款所定の生活介護状態」等による場合

病気や事故により、
・両眼が全く見えなくなった
・耳が聞こえなくなった
・片半身が完全に麻痺してしまった
・手や足を切断した
等の約款所定の障害状態となった

病気や事故により、
寝たきりとなり、自分で歩行・入浴・衣服の
着脱ができない
等の約款所定の生活介護状態等となった



ご契約内容により

給付金等をお支払いできる場合があります。

例・新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)
・新傷害特約(事故を原因とする場合に限る)
・終身介護保障特約(無解約返戻金型)(18) 等

保険料のお払込みを免除できる場合があります。

・保険料払込免除特約
・普通保険約款所定の身体障害の状態により
保険料のお払込みが免除となる場合もあります。

死亡時返戻金等をご請求の場合

●入院や手術をしたときに給付金等をお支払いできる契約の場合がありますので、あわせてご確認ください。

・お亡くなりになる前に、入院や手術をした
場合
・被保険者に意思能力がない等の理由で請
求できなかった給付金がある場合
・医師より被保険者本人が傷病名の告知を
受けていなかった(被保険者本人が自らの
病状を知らなかった)場合



ご契約内容により

ご契約に、入院や手術等の保障がついている場合、
給付金等をお支払いできる場合があります。

例・新災害入院特約
・新疾病入院特約
・低・無解約返戻金選択型医療保険(18) 等



注 ご契約の保険種類にかかわらず、一般的な内容を掲載しています。

以上の例にあてはまる場合でもお支払いできないことがあります。(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」および(46)ページ「給付金等をお支払いできない場合の具体例」をご覧ください。

詳細につきましては、ご契約の「保険証券」と「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。

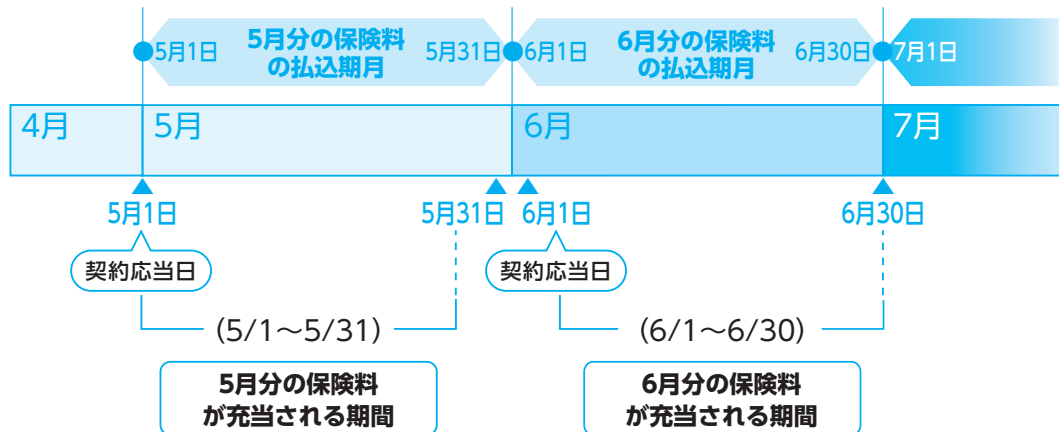


給付金等のお支払いの際の未払込保険料について

次ページにもつづきます

- 保険料は、毎払込期月の契約日の応当日から次の払込期月の契約日の応当日の前日までの期間に充当されます。

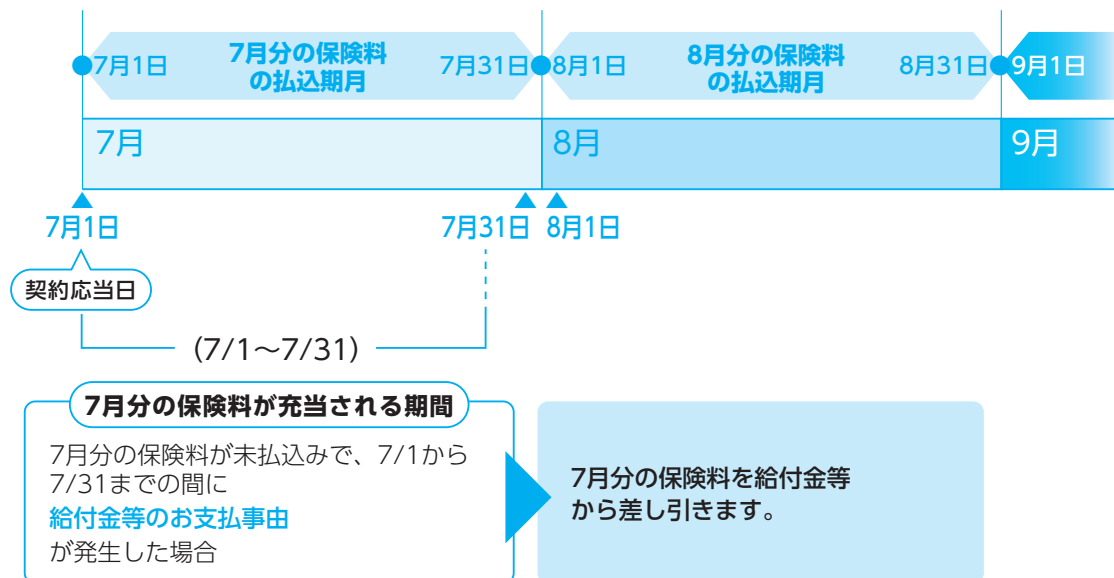
【例】月払口座振替契約の場合の保険料充当期間



- したがって、給付金等のお支払事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のとおりとなります。

給付金等を支払うとき…………… 未払込保険料を給付金等から差し引きます。

【例】月払口座振替契約の場合

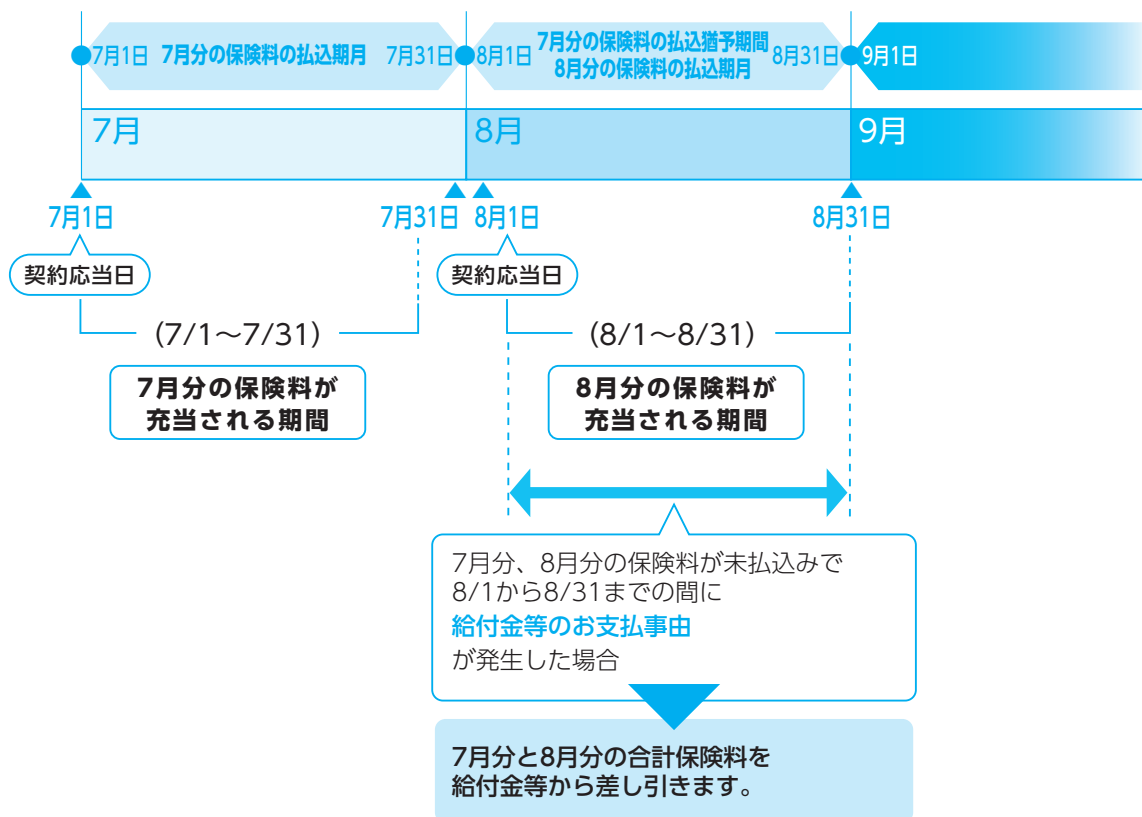


給付金等のお支払いについて
給付金等をもれなくご請求ください

- なお、月払口座振替契約で保険料の払込猶予期間中に給付金等のお支払事由が発生した場合は、次のとおりとなります。

給付金等を支払うとき…………… 2か月分の保険料を給付金等から差し引きます。

【例】月払口座振替契約の場合





給付金等をお支払いできない場合について

次ページにもつづきます

お支払事由に該当しない場合

●お支払事由に該当しない場合は給付金等をお支払いすることはできません。

- ① 当社がガンに関する保障の責任を開始する前にガンに罹患したと診断確定されていた場合
- ② 約款に定める事由に当てはまらない入院や手術
 - ・ ガンの治療を目的としない入院や手術の場合
 - ・ 約款に定める種類の手術に該当しない場合
 - ・ 吸引・穿刺等「手術」の定義に当てはまらない場合 等

お支払事由に該当してもお支払いできない場合

●次のような場合には、給付金等のお支払事由に該当しても給付金等をお支払いすることはできません。

保険種類	給付金	お支払いできない場合
・ ガン保険 (無解約返戻金型)(18) (主契約)	死亡時返戻金	①責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡時返戻金をお支払いする場合があります。) ②ご契約者の故意によるとき ③死亡時返戻金受取人の故意によるとき (ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします。)

ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)前にガンと診断確定されていた場合

被保険者が「告知時以前」または「告知時からガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)までの間」にガンと診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、次のとおりお取扱いします。

※告知には復活の際の告知を含みます。

●主契約・特約とも無効となり、給付金等はお支払いできません。

●この場合、すでに払い込まれた保険料(復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額および復活以後に払い込まれた保険料)は次のとおりお取扱いします。

- ①告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、ご契約者および被保険者がともに知らなかったときは、ご契約者にお戻しします。
- ②告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、ご契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、お戻ししません。ただし、当社が無効の原因を知った日に解約返戻金があるときは、これをご契約者にお支払いします。
- ③告知時からガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、ご契約者にお戻しします。

給付金等のお支払いについて

給付金等をお支払いできない場合について
給付金等のお支払いの際の未払込保険料について



給付金等をお支払いできない場合について

告知義務違反による解除の場合

- 告知していただいた内容が事実と相違していたため、主契約・特約が解除された場合、給付金等のお支払事由が発生していても給付金等のお支払いはできません。

不法取得目的による無効の場合

- ご契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときには、その保険契約を無効とし、すでに受け取った保険料はお戻ししません。

詐欺による取消の場合

- ご契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結または復活が行われたときには、その保険契約を取り消し、すでに受け取った保険料はお戻ししません。

重大事由による解除の場合

重大事由とは

- ①給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた(未遂を含みます)とき
- ②給付金等の請求に関し詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③ご契約者、被保険者、死亡時返戻金の受取人または保険金の受取人が、**反社会的勢力**に該当すると認められるとき、またはこれらの**反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係**を有していると認められるとき
- ④他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する事態がもたらされるおそれがあるとき
- ⑤この保険を継続することを期待し得ない上記と同等の以下のような事由があるとき
 - ・この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき
 - ・ご契約者、被保険者、死亡時返戻金の受取人または保険金の受取人が他の生命保険会社等との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されたとき 等

- 重大事由に該当し、主契約・特約が解除された場合、重大事由の発生時以後に生じたお支払事由による給付金等のお支払いはできません。(上記③の事由にのみ該当した場合で、死亡時返戻金の受取人が複数のときは、死亡時返戻金のうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた死亡時返戻金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。)

注

1. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
2. 「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与または反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者、死亡時返戻金の受取人または保険金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効している場合

- 第2回目以後の保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失っている間に給付金等のお支払事由が生じても給付金等をお支払いすることはできません。

第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となる場合

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、次のとおりお取扱いたします。
 - ①お支払いする返戻金はありません。
 - ②無効となったご契約を元に戻すことはできません。
 - ③下記のご契約については、当社は一定期間(無効となったご契約の契約日から2年間)お引受けいたしません。
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

ガン診断給付金をお支払いできない場合

- ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて1年以内に、ガン診断給付金の支払事由に該当した場合は、ガン診断給付金をお支払いしません。

ガン退院療養給付金をお支払いできない場合

- ガン退院療養給付金が支払われた最終の入院の退院日から、その日を含めて30日以内に、主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、ガン退院療養給付金をお支払いしません。



給付金等をお支払いできない場合

給付金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご契約の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。また、事例に記載した以外にも、その状況によってお取扱いに違いが生じることがあります。

事例① ガン入院給付金等（ガン給付責任開始期前の診断確定）

お支払いできない場合

ご契約後に胃痛があり、ガン給付責任開始期前に「胃ガン」と診断確定され、ガン給付責任開始期以後に入院を開始したとき



お支払いできる場合

ご契約後に胃痛があり、ガン給付責任開始期以後に「胃ガン」と診断確定され、入院を開始したとき



ガン入院給付金等は、ガン給付責任開始期から保険契約上の責任を負うものです。したがってガン給付責任開始期前に「ガン」と診断確定された場合には、お支払いすることはできません。

また、ガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、ご契約は無効となります。

事例② ガン入院給付金（告知義務違反による解除）

お支払いできない場合

ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で入院されたとき

お支払いできる場合

ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃ガン」で入院されたとき

ご契約いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知していただく義務があります。

故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除となり、給付金等をお支払いすることはできません。

ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、ご契約は解除となるものの、給付金等はお支払いします。

事例③ ガン手術給付金(お支払対象とならない手術)

お支払いできない場合

お支払事由の対象とならない手術を受けられたとき

- ・大腸のポリープの摘出術
 - ・検査を目的とした細胞の摘出術
- 等

ガンの治療を目的とした手術に該当しない場合には、給付金等をお支払いすることはできません。

ガン手術給付金のお支払いは、手術内容により異なる場合がありますので、具体的な事例につきましては、お客さまサービスセンターへお問い合わせください。

お支払いできる場合

お支払事由(お支払いできる場合)の対象となる手術を受けられたとき

- ・根治を目的とした臓器の摘出術
 - ・ガン根治放射線照射
 - ・大腸ガンによる人工肛門造設術
- 等

事例④ ガン診断給付金

お支払いできない場合

ガン給付責任開始期以後に初めて「肺ガン」と診断されガン診断給付金の支払いを受けた診断確定日から、6か月経過した時点で、脳に転移したと診断され、ガンによる入院を開始したとき

ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて1年以内に再びガン診断給付金のお支払事由に該当した場合には、ガン診断給付金をお支払いすることはできません。

お支払いできる場合

ガン給付責任開始期以後に初めて「肺ガン」と診断されガン診断給付金の支払いを受けた診断確定日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中のとき

なお、ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合には、1年を経過した日の翌日に入院を開始したものとみなしてガン診断給付金をお支払いします。

事例⑤ ガン治療通院給付金(支払対象期間)

お支払いできない場合

ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定され、治療によりガンが認められない状態となった後、支払対象期間(初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間)内に、ガンが再発したと診断確定された。
その後、支払対象期間が満了し、その支払対象期間満了日の翌日以後に、ガンの治療を目的として通院されたとき

お支払いできる場合

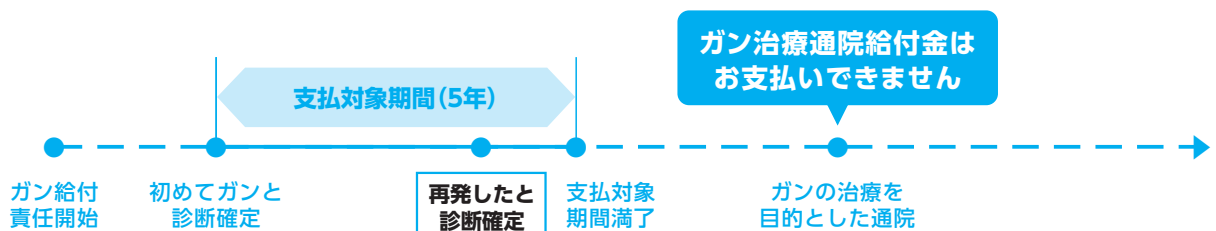
ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定され、治療によりガンが認められない状態となった後、支払対象期間(初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間)満了日の翌日以後に、ガンが再発したと診断確定された。
その再発と診断確定された日から5年間(新たな支払対象期間)のうちに、ガンの治療を目的として通院されたとき

ガン治療通院給付金の支払対象期間内に次のいずれかに該当されても、新たに支払対象期間は設定されません。

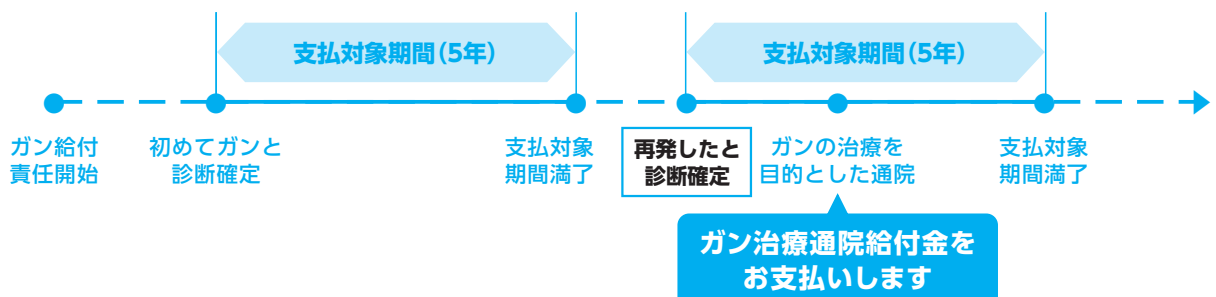
- ・ガンが再発したと診断確定されたとき
- ・ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき
- ・ガンが新たに生じたと診断確定されたとき
- ・ガンの治療を目的として入院されたとき

この場合、先に設定されていた支払対象期間が満了した日の翌日以後にガンの治療を目的として通院されても、ガン治療通院給付金をお支払いすることはできません。

<お支払いできない場合のイメージ>



<お支払いできる場合のイメージ>



事例⑥ ガン治療通院給付金(ガンの治療を目的とした通院)

お支払いできない場合

ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日から5年間の支払対象期間に、検査や経過観察を目的として通院されたとき

お支払いできる場合

ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日から5年間の支払対象期間に、ガンの治療を目的として通院されたとき

ガン治療通院給付金はガンの治療を目的として通院された場合にお支払いします。検査や経過観察のための通院、美容上の処置による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取りのみの通院、ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院にはガン治療通院給付金をお支払いすることはできません。

事例⑦ 抗ガン剤治療給付金

ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定され、抗ガン剤治療を同一月内に2回受けられたとき
<例>



お支払いできない場合

抗ガン剤治療②④について、抗ガン剤治療給付金のお支払対象となりません。

お支払いできる場合

抗ガン剤治療①③について、抗ガン剤治療給付金のお支払対象となります。

抗ガン剤治療給付金が支払われる抗ガン剤治療を受けた日が同一の月に2回以上あるときは、その月の最初に受けた抗ガン剤治療について、抗ガン剤治療給付金をお支払いします。
(同一の月に受けた2回目以降の抗ガン剤治療は、抗ガン剤治療給付金のお支払対象となりません。)



給付金等をお支払いできない場合の具体例

事例⑧ ガン退院療養給付金

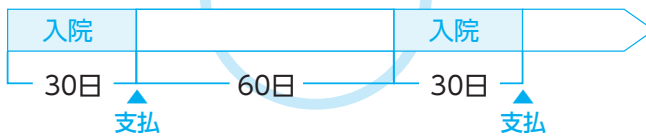
お支払いできない場合

肺ガンにて30日間入院しガン入院給付金とガン退院療養給付金の給付を受けた後、退院日から20日後に再び肺ガンにて30日間入院したとき



お支払いできる場合

肺ガンにて30日間入院しガン入院給付金とガン退院療養給付金の給付を受けた後、退院日から60日後に再び肺ガンにて30日間入院したとき



ガン退院療養給付金は20日以上継続したガン入院給付金の支払われる入院をし、生存して退院した場合にお支払いします。

ただし、ガン退院療養給付金の支払われた入院の退院日からその日を含めて30日以内に再入院した場合、その入院についてはガン退院療養給付金はお支払対象外となります。

事例⑨ ガン死亡保険金

お支払いできない場合

胃ガンにて入院中、因果関係のない脳梗塞を発症しそれが原因で死亡したとき

お支払いできる場合

胃ガンにて入院中、胃ガンを原因とする多臓器不全にて死亡したとき

ガン死亡保険金は、ガンを直接の原因として死亡した場合にお支払いします。ガン以外の病気を原因として死亡した場合には、お支払いすることはできません。

こんなときQ&A ①

給付金等のお支払事由が発生したときは、ただちに当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さま専用電話【無料】

携帯電話からもご利用いただけます

0120-324-386

受付時間

月～金 9:00～18:00 ± 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

ご利用方法

- ・ プライバシー保護のため、各種お申し出・お問い合わせは契約者（給付金等請求の場合は受取人）さまご本人からご連絡ください。
契約者さま以外の方にはお手続きの受付やご案内ができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 受付時には証券番号を確認させていただきます。お手元に保険証券等、証券番号がわかるものをご用意ください。

インターネットホームページサービス (<https://www.msa-life.co.jp>)

当社インターネットホームページ上で保険金・給付金請求等のお申し出を行うことができます。（お申し出受付後、請求書類を送付させていただきます。）

また、ガン入院・ガン手術給付金等の請求については、請求書類をインターネットホームページから直接取り出すことができます。

ガン入院給付金・ガン手術給付金等のご請求手続き

お手元の保険証券をご覧ください、次の点をご確認ください。

このたび入院された方は、被保険者ご本人ですか？

病名について配慮が必要な場合は、ご請求いただく際に当社お客さまサービスセンターまでお申し出ください。



こんなときQ&A①

給付金等のご請求手続きには以下の書類を提出してください。

給付金等を請求するための提出書類一覧

提出書類 項目	請求書	保険証券	受取人の印鑑証明書	被保険者の住民票	医師の死亡証明書・診断書	（不慮の事故であることを証する書類） 事故状況報告書等	（先進医療費の領収書等） 先進医療に要した費用の支出を証する書類	通院証明書
ガン入院給付金 ガン手術給付金 ガン診断給付金 ガン退院療養給付金 抗ガン剤治療給付金	●				●			
ガン先進医療給付金	●				●		○	
ガン治療通院給付金	●				●			●
死亡時返戻金 ガン死亡保険金 ガン高度障害保険金	●	○	○	○	●			

※●は当社所定の書類です。最寄りの課支社または本社までお申し出ください。

※当社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

※ガン入院給付金等を代理請求人等が請求する場合には、上記提出書類とは異なりますので、普通保険約款別表1にてご確認ください。

ご契約に際して



●健康状態・ご職業等の告知義務について……………	54
●保障の開始(責任開始期)について……………	57
●保険料の払込方法について……………	58
●保険料のお払込みに関する制度について……………	60
●保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について……………	61
●ご契約の復活について……………	63
●契約者配当金について……………	64



健康状態・ご職業等の告知義務に

告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままを告知していただく義務があります。

●生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障し合う制度です。したがって、かならずしも健康とは申し上げられない方や危険度の高い職業に従事している方等が無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、「告知書」で当社がおたずねする**過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)**、**現在の健康状態、身体の障がい状態、現在のご職業等**について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

■告知の方法

●**当社所定の告知書に被保険者ご自身でありのままをご記入ください。(※)**

過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)等、告知書にご記入いただく事項は、ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事項ですので、書面でお伺いすることにしております。

※情報端末を利用して告知いただく方法を含みます。

■告知受領権

告知受領権は当社および当社の指定する医師だけが有しています。

次の①～③の者に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

①社員 ②代理店 ③当社の指定する以外の医師 等

■ご契約をお断りする場合

お身体の状態やご職業によっては、他のご契約者との公平性を保つために、ご契約をお断りすることがあります。

告知義務違反

告知いただいたことがらが事実と違っていた場合、各種の給付金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

この場合、次のとおりお取り扱いします。

- ・保険金・給付金等のお支払事由が発生していても、保険金・給付金等をお支払いすることはできません。
- ・お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

【例】

胃かいようの治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合は、ご契約は解除されます。この場合には、たとえ給付金等をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることはできません。

ただし、「保険金・給付金等のお支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払いすることがあります。

- このお取扱いは責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内、かつ当社が告知義務違反の事実を知ってから1か月以内に限ります。

2年経過後でも解除の原因となる事実により給付金等のお支払事由が2年以内に生じていた場合（※）は、ご契約または特約を解除することがあります。

※責任開始期前に原因が生じていたことにより、給付金等のお支払いが行われない場合を含みます。

- 生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。

ただし、生命保険募集人等のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

【注】

なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、

- ・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。
- ・すでにお払込みいただいた保険料はお戻ししません。



「保険証券」をご確認ください

- ご契約のお引受け、ご契約内容の変更等をしますと、「保険証券」または「裏書きのお知らせ」をご契約者にお送りします。

お申込みいただいた内容と相違していないかよくお確かめください。

万一、相違する点がございましたら、お手数ですが最寄りの課支社または本社へご連絡ください。

お願い

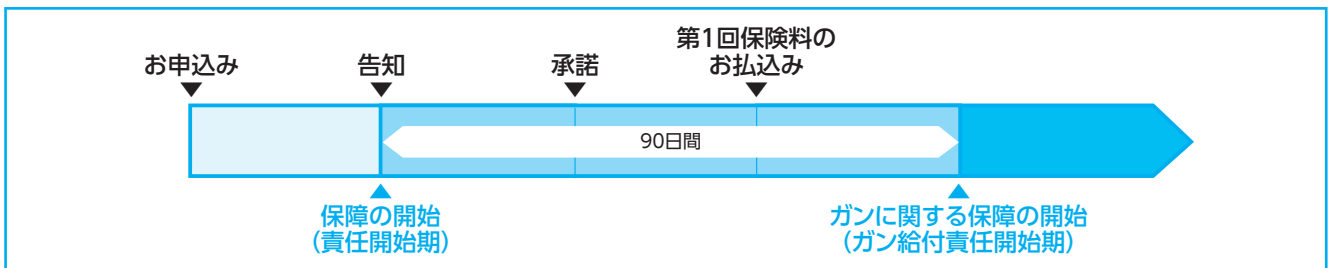
お申込内容等を確認させていただく場合があります。

- 社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込みの際やご契約成立後、お申込みの事実・お申込内容や告知内容等について確認させていただく場合があります。
- 給付金等のご請求に際しても、ご請求内容等について確認させていただくことがあります。この場合、給付金等のお支払いの可否等については、その後に決定させていただきます。



保障の開始(責任開始期)について

- 当社がお申込みいただいたご契約をお引受けすることを承諾した場合には、当社がご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。
この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
- ガンに関する保障の開始は責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日からとなります。
このガンに関する保障を開始する時をガン給付責任開始期といい、そのガン給付責任開始期の属する日をガン給付責任開始日といいます。
- 責任開始期(日)およびガン給付責任開始期(日)について図示すると次のとおりです。



- 通常は責任開始日が契約日となりますが、保険料の払込方法(回数)が月払のご契約は契約日が責任開始日の属する月の翌月1日となります(ただし、ご契約者からの申し出により契約日指定に関する特則を付加した場合は、契約日は責任開始日とします)。この場合、責任開始の時から契約日の前日までの間に給付金等のお支払事由が生じたときは、保険期間および年齢は責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

保険料を社員または代理店に、現金または小切手でお支払いいただく際は、必ず引換えに当社所定の領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受取りください。
ただし、当社所定の口座に直接お振込みいただく場合等は、電信振込領収証等をもって領収証とし、別途領収証は発行しません。



保険料の払込方法について

保険料の払込方法(経路)

●保険料のお払込みには次のような方法(経路)があります。

■口座振替扱

銀行等金融機関の口座振替によりお払込みいただく方法です。

- ・当社と提携している金融機関のうち、ご契約者が指定された預金口座から自動的に保険料が当社に振り込まれます。
- ・お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。(振替結果につきましては、お手もとの預金通帳でご確認ください。)
- ・次の条件を満たした場合に、複数のご契約の保険料を合算して振替えます。(第1回保険料の振替やお払込状況により、合算振替を行わない場合があります。)

①ご契約者が同じである ②振替口座が同じである ③お払込方法(回数)が同じである

注 ご契約ごとの保険料を合算して振替えますので、口座の預金残高が振替合計額に満たない場合、すべてのご契約の保険料が振替えられなくなります。

■振替扱(送金扱)

払込票を利用してお払込みいただく方法です。

- ・当社から払込票をお送りしますので、払込票に記載の期日までに、当社指定の銀行等よりお払込みください。
- ・その際の受領証は領収証の代わりとなりますので、大切に保管してください。

注 1. 保険料年払契約・保険料半年払契約の場合に限らせていただきます。
2. 払込票が届かない場合は、お手数でも払込猶予期間内に最寄りの課支社または本社にご連絡ください。

■団体扱・準団体扱・集団扱

勤務先等の団体または集団を通じてお払込みいただく方法です。

- ・団体または集団を経由してお払込みください。

■クレジットカード扱

当社所定の範囲内でクレジットカードを利用してお払込みいただく方法です。

- ・お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。

保険料の払込方法の変更

●払込方法の変更を希望される場合や勤務先団体からの脱退等の場合、すみやかに最寄りの課支社または本社までお申し出ください。払込方法の変更についてお申し出があった場合、当社は事務手続きを経て、新たな払込方法に変更させていただきます。

この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料をお払込みいただきます。

保険料を社員または代理店に、直接現金または小切手で払込みいただく際は、必ず引換えに当社所定の領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受取りください。

ただし、当社所定の口座に直接お振込みいただく場合等は、電信振込領収証等をもって領収証とし、別途領収証は発行しません。

保険料の払込方法(回数)

●保険料のお払込みには次のような方法(回数)があります。

■月払

保険料を毎月1回お払込みいただく方法です。

■年払

保険料を毎年1回お払込みいただく方法です。

■半年払

保険料を半年に1回お払込みいただく方法です。

保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて

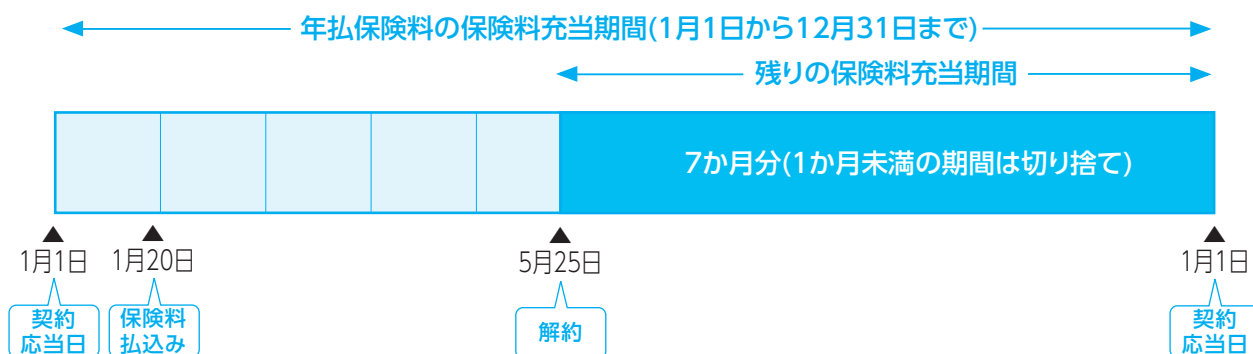
年払または半年払のご契約の場合、保険料のお払込みが不要になったときは次のとおりお取扱いします。

●ご契約の消滅等(死亡・解約・減額等)により、保険料のお払込みが不要となった場合には、残りの保険料充当期間(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額があればお戻しします。

【ご契約例】年払契約 契約応当日:1月1日

1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒保険料のお払込みを要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その直後に到来する契約日の年単位の応当日の前日までの期間(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額をお戻しします。したがって、5月25日から12月31日までの7か月分(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額をお戻しします。



注 月払のご契約の場合、ご契約が途中で消滅等(死亡・解約・減額等)した場合でも、保険料相当額はお戻しできません。



保険料のお払込みに関する制度について

前納について

- 年払契約の保険料を3年分以上まとめてお払込みいただく方法です。
お払込みいただく保険料(前納保険料)は、当社所定の利率で割り引きます。
また、前納保険料は、当社所定の利率による利息をつけて積み立てておき、その中から契約日の年単位の応当日ごとに年払保険料として充当されます。
なお、保険料の割引利率および前納保険料の積立利率は、経済情勢により変動することがあります。
※利率については、当社ホームページを参照ください。
- ご契約が途中で消滅等(死亡・解約・減額等)した場合、前納保険料に残額があれば払い戻します。



1. 保険料を前納する際には、当社所定の条件を満たすことが必要になります。
2. 保険料口座振替特約、団体扱特約、準団体扱特約またはクレジットカード扱特約が付加されたご契約については、前納をお取扱いしますと、これらの特約が消滅します。
3. 集団扱特約が付加されたご契約については、保険料の払込方法(経路)を変更したうえで、前納をお取扱いします。



保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について

次ページにもつづきます

保険料のお払込みが遅れますとご契約が無効または失効となる場合があります。

保険料のお払込み・払込猶予期間

- 保険料の払込方法(回数)に応じた期日までに保険料お払込みのご都合がつかない場合は、保険料の払込猶予期間内にお払込みください。(払込猶予期間満了日までは、保障は継続します。)

■第1回保険料のお払込みについて

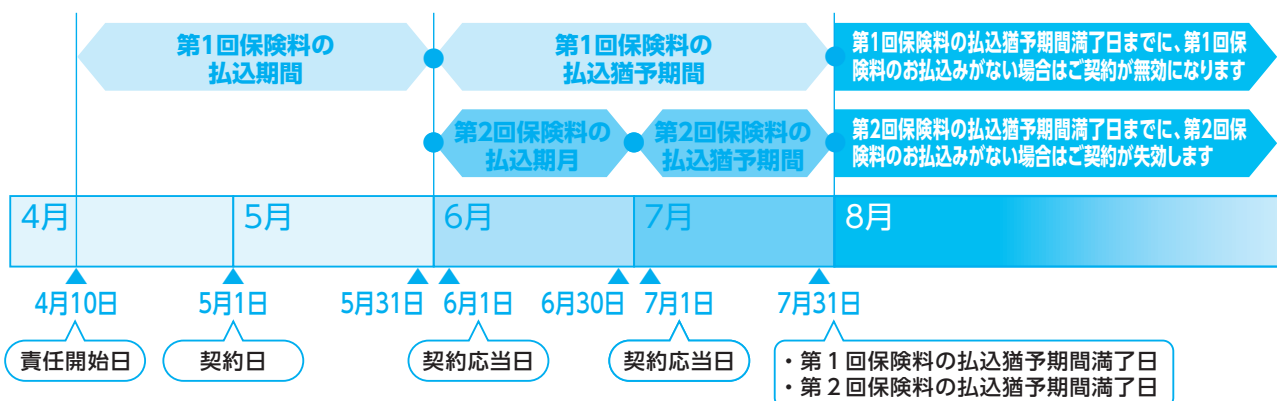
	払込期間 (第1回保険料をお払込みいただく期間)	払込猶予期間
月払 年払 半年払	責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日まで	第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで

■第2回目以後の保険料のお払込みについて

	払込期月 (第2回目以後の保険料をお払込みいただく期間)	払込猶予期間
月払	契約日の月単位の応当日(応当日のないときは、その月の末日)の属する月の初日から末日まで	払込期月の翌月初日から末日まで 責任開始期の属する日を契約日とするときは、第2回保険料の払込猶予期間は、第1回保険料の払込猶予期間満了日まで
年払 半年払	契約日の年単位または半年単位の応当日(応当日のないときは、その月の末日)の属する月の初日から末日まで	払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日(応当日のないときは、その月の末日)まで ただし、払込期月の契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日まで

注 保険料の払込方法(回数)を変更された場合は、払込猶予期間もそれに応じて変わります。

【例】月払口座振替契約の場合の払込猶予期間



保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について
保険料のお払込みに関する制度について

ご契約に際して



第1回保険料が払い込まれないことによるご契約の無効

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、次のとおりお取り扱いします。

- ①お支払いする返戻金はありません。
- ②無効となったご契約を元に戻すことはできません。
- ③下記のご契約については、当社は一定期間(無効となったご契約の契約日から2年間)お引受けいたしません。
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

また、保険料の変更をとまなう各種お手続き(給付金日額等の減額等)については、第1回保険料のお払込み後のお取り扱いとなります。

- 第1回保険料のお払込みがないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに給付金等のお支払事由が生じた場合、当社は第1回保険料(第2回目以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます)を給付金等から差し引きます。

なお、お支払いする給付金等の金額が第1回保険料(第2回目以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます)に不足する場合には、当社は給付金等をお支払いいたしません。

ご契約の失効

- 第2回目以後の保険料の払込猶予期間内に第2回目以後の保険料のお払込みがないと、ご契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、給付金等のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。



ご契約の復活について

万一ご契約が失効した場合でも、失効日からその日を含めて1年以内であれば、当社所定の手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

手続きの内容

- 復活請求書を提出していただきます。
- 復活に必要な保険料を一括してお支払いいただきます。
- 健康状態等について改めて告知していただきます。

注

1. ご契約を解約された場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。(当社が復活をお断りすることがあります。)
2. また、告知いただいたことがらが事実と相違していた場合、給付金等をお支払いできないことがあります。

復活を承諾した場合の保障の開始(責任開始期)について

- 当社がご契約の復活を承諾した場合には、復活に必要な保険料の全額を当社が受け取った時(告知の前に受け取ったときは、告知の時)から保険契約上の保障およびガンに関する保障を開始します。
- ご契約の締結の際のガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)以前に復活が行われた場合には、ご契約締結の際のガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)からガンに関する保障を開始します。

注

復活により責任開始期が変わるため、給付金等がお支払いできない場合があります。詳しくは(43)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。



契約者配当金について

契約者配当金について

- 契約者配当金はありません。

ご契約後について



●保険料のお払込みが困難になられたとき	66
●ご契約の見直しについて	67
●ご契約者・死亡時返戻金受取人の変更について	68
●解約と解約返戻金について	69
●債権者等による解約についてと受取人によるご契約の存続について	70
●被保険者によるご契約者への解除請求について	71
●管轄裁判所について	71
●税法上のお取扱いについて	72
●こんなときは、ただちにご連絡ください	74
●こんなときQ&A②	75

保険料のお払込みが困難になられた場合でも、ご契約をご継続できる方法があります。

保険料の負担を軽くしたいとき

■給付金日額等の減額

- 給付金日額等を少なくして以後の保険料を少なくする方法です。(当社所定の給付金日額等を下回る場合等はお取扱いできません。)
- 減額部分に対応する解約返戻金があればご契約者にお支払いします。

■特約の解約(ご契約に特約が付加されている場合)

- ご契約に付加されている特約を解約して以後の保険料を少なくする方法です。
(この場合、解約された特約の保障はなくなります。)

注

1. それぞれの方法のご利用には、第1回保険料のお払込み後等、当社所定の条件を満たすことが必要になります。
2. 途中から保険料のお払込みを中止してご契約を有効に継続する「払済保険への変更」や「延長保険への変更」のお取扱いはありません。

保障内容の拡充について

●保障内容を大きくするときには、次のような方法がご利用いただけます。

■追加契約

- 現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。現在のご契約は継続し、ご契約件数が増えることになります。
- 現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。
- 新しい保険のご契約時の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。

■特約の中途付加

- 現在のご契約に被保険者の同意を得て、特約を中途付加して保障内容を充実させる方法です。
- 中途付加した特約の保険料は、直前の年単位の契約応当日時点の年齢、中途付加時点の保険料率により計算し、現在のご契約の保険料に加えてお支払いいただきます。また、その際、直前の年単位の契約応当日から中途付加時までの責任準備金が必要となる場合があります。

注

1. 先進医療関係特約（先進医療特約、先進医療特約α、先進医療特約（無解約返戻金型）、一時払先進医療特約、ガン先進医療特約、ガン先進医療特約α、ガン先進医療特約（無解約返戻金型）（18）等）は、1被保険者につき1契約に付加できるお取扱いとなりますので、追加契約はできません。
2. それぞれの方法のご利用には現在のご契約の種類や内容により、当社所定の条件を満たすことが必要になります。
3. いずれの方法をご利用いただく場合も改めて告知が必要になります。健康状態等によっては、ご利用できない場合があります。

ご契約の見直しにあたっては、条件等の詳しいことを必ず代理店または最寄りの課支社・本社までお問い合わせください。

ご契約者の変更について

- ご契約者は、被保険者の同意と当社の承諾を得て、ご契約者を変更することができます。
- ご契約者を変更した場合は、ご契約についての一切の権利義務が新たなご契約者に引き継がれます。

死亡時返戻金受取人の変更について

ご契約者は、死亡時返戻金受取人を変更することができます。死亡時返戻金受取人の変更には次のような方法があります。

■ご契約者からのお申し出(通知)による死亡時返戻金受取人の変更

- ご契約者は、死亡時返戻金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当社にお申し出(通知)いただくことにより、死亡時返戻金受取人を変更することができます。

■遺言による死亡時返戻金受取人の変更

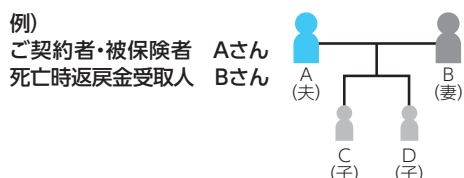
- ご契約者は、死亡時返戻金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、被保険者の同意を得て、死亡時返戻金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へお申し出(通知)ください。

注 いずれの場合も当社がお申し出(通知)を受ける前に変更前の死亡時返戻金受取人に死亡時返戻金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡時返戻金受取人から死亡時返戻金の請求を受け、当社は死亡時返戻金をお支払いしません。

死亡時返戻金受取人が死亡された場合

死亡時返戻金受取人が死亡されたときは、新しい死亡時返戻金受取人に変更していただきますので、最寄りの課支社または本社へただちにご連絡ください。

- 死亡時返戻金受取人が亡くなられた時以後、死亡時返戻金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡時返戻金受取人の死亡時の法定相続人が死亡時返戻金受取人となります。
※死亡時返戻金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡時返戻金の受取割合は均等とします。



- Bさん(死亡時返戻金受取人)が死亡し、死亡時返戻金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡時返戻金受取人となります。

- その後、Aさん(ご契約者、被保険者)が死亡した場合は、Cさん、Dさんが死亡時返戻金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡時返戻金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

注 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社にお申し出ください。

ご契約を途中でやめになると、多くの場合、解約返戻金があってもお払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されますと、まったくないか、あってもごくわずかです。

ご契約の長期継続をおすすめします

- ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障等にお役にたつ貴重な財産ですから、大切にご継続ください。
- 保険料のお払込みが困難になられて**ご契約の解約をお考えでしたら、(66)ページ「保険料のお払込みが困難になられたとき」**をお読みください。

解約返戻金について

- 生命保険ではお払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部はご契約全体の年々の給付金等のお支払いに、また他の一部は生命保険会社の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。特にご契約後しばらくの間は保険料の大部分が給付金等のお支払いや、販売、診査、証券作成等の経費にあてられますので、解約されたときの解約返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金の額はご契約時の年齢・性別・経過年(月)数等により異なります。
- 解約返戻金は年々増加していくものとは限りません。
被保険者のご契約時の年齢や保障額との関係等で下がる場合があります。
- 効力を失ったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。

解約について

- やむを得ずご契約を解約される場合には、最寄りの課支社または本社へお申し出いただき当社所定の書類をご提出ください。
この場合、解約返戻金があれば、ご契約者にお支払いします。
- 解約返戻金は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。解約返戻金のご契約の種類、経過年(月)数等によって異なりますが、多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。
- 第1回保険料のお払込み前のご契約には、解約返戻金はありません。

[ガン保険(無解約返戻金型)(18)に関するご注意]

保険料払込期間中に解約された場合には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、全ての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金(ガン入院給付金日額の10倍)をお受け取りいただけます。

- 解約返戻金は口座振込の方法でお支払いします。



債権者等による解約についてと 受取人によるご契約の存続について

差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約請求の通知が当社に到着したときから1か月を経過した日に効力を生じます。

給付金等の受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約のお申し出を行った場合でも、解約請求の通知が当社に到着した日において、次のすべてに該当する給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

- 給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約請求の通知が当社に到着した日から1か月を経過する日までの間に、次のすべての手続きを行う必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約請求の通知が当社に到着した日に解約した場合の解約時支払額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対してお申し出いただくこと
(当社へのお申し出についても期間内に行う必要があります。)

被保険者によるご契約者への解除請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約において、次のいずれかの事由に該当された場合には、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者からの解除の請求を受けたご契約者は、ご契約を解約する必要があります。（保険法第58条、第87条により適用）

- ①ご契約者または給付金等の受取人が、給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた（未遂を含みます）とき
- ②給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
- ③その他、ご契約者または給付金等の受取人に対する被保険者の信頼が損なわれ、ご契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、被保険者となることの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化したとき

管轄裁判所について

- 給付金等のご請求に関する訴訟については、当社の本社または受取人の住所地と同一の都道府県内にある課支社（同一の都道府県内に課支社がないときは最寄りの課支社）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。



税法上のお取扱いについて (2018年11月現在)

税法上のお取扱いについては、2018年11月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。個別のお取扱い等については、所轄の税務署もしくは税理士等の専門家にご相談ください。

生命保険料控除について

1年間の正味払込保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除されますので、その分に応じて税金がお安くなります。

●生命保険料控除の対象となるご契約

申告される方が保険料を払い込んでおられ、かつ、保険金等の受取人が次のいずれかの方であること。

- ・申告者ご本人
- ・申告者の配偶者その他のご親族

●生命保険料控除の対象となる保険料

1月から12月までにお払込みになられた保険料の合計額

生命保険料控除額について

課税対象額から控除されます

●所得税の一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料控除額

※適用限度額：それぞれ40,000円(全体の適用限度額：120,000円)

年間正味払込保険料	控除される額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/2 + 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/4 + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

●住民税の一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料控除額

※適用限度額：それぞれ28,000円(全体の適用限度額：70,000円)

年間正味払込保険料	控除される額
12,000円以下のとき	全額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/2 + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/4 + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

注 「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」は法律に基づいた当社所定の判定にて分類し、各生命保険料控除額を算出しています。

(例)

- ・「一般生命保険料」…生存または死亡に基因して一定額の保険金、その他の給付金をお支払いする部分に係る保険料
- ・「介護医療保険料」…介護医療保険契約等に係る保険料
- ・「個人年金保険料」…個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約に係る保険料

■生命保険料控除の手続き

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下「控除証明書」といいます。)を発行します。

・給与所得者

「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して、勤務先に提出してください。

・申告納税者

確定申告の際、「確定申告書」に「控除証明書」を添付して、税務署に提出してください。

●生命保険料控除証明書

・年払・半年払契約

9月末日までにお払込みの場合は、10月に「控除証明書」をお送りします。10月1日以降にお払込みの場合は入金確認後にお送りします。

・月払契約

口座振替扱でお払込みの場合、9月分の入金確認後「控除証明書」をお送りします。

給付金等の税法上のお取り扱いについて

●各給付金・ガン高度障害保険金に関する非課税扱いについて

被保険者が受取人のときは、ガン入院給付金、ガン手術給付金、ガン先進医療給付金、ガン診断給付金、ガン治療通院給付金、抗ガン剤治療給付金、ガン退院療養給付金、ガン高度障害保険金には税金がかかりません。

●ガン死亡保険金・死亡時返戻金への課税

ご契約者・被保険者と死亡時返戻金受取人の関係によって、次のとおり異なります。

契約形態	課税される税金
ご契約者と被保険者が同一人の場合	相続税
ご契約者と死亡時返戻金受取人が同一人の場合	所得税(一時所得)
ご契約者・被保険者・死亡時返戻金受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税

注

死亡時返戻金受取人はご契約後変更できますが、死亡時返戻金・ガン死亡保険金のお支払事由発生後は変更できません。



こんなときは、ただちにご連絡ください

●次のようなときには、最寄りの課支社または当社お客さまサービスセンター（TEL:0120-324-386）にご連絡ください。

申込みの撤回	・ 契約の申込みを撤回（クーリング・オフ）したい ……………	<しおり (13) >
保険料の払込み	・ 会社をやめて保険料が給与天引きできなくなった……………	<しおり (58) >
	・ 保険料の払込方法を変えたい……………	<しおり (58) >
	・ 保険料をまとめて払い込みたい……………	<しおり (60) >
	・ 保険料の振替口座を変更したい	
契約内容の変更	・ 保険料の負担を軽くしたい……………	<しおり (66) >
	・ 保障内容を大きくしたい……………	<しおり (67) >
	・ ご契約者・死亡時返戻金受取人を変えたい ……………	<しおり (68) >
	・ 死亡時返戻金受取人が死亡した……………	<しおり (68) >
	・ 引っ越しして住所が変わった	
	・ 町名・番地が変わった	
	・ 法人契約で被保険者が退職した	
	・ ご契約者が死亡した	
	・ 姓が変わった	
	・ 名前を変えた	
	・ 法人契約で社名が変わった	
給付金等の請求	・ 給付金等を請求したい ……………	<しおり (36) >
その他	・ 解約したい……………	<しおり (69) >
	・ 保険証券を紛失した	

【お願い】

●契約に関するご照会やご通知の際には、必ず保険証券の保険証券番号、ご契約者のご住所とお名前および被保険者のお名前をお知らせください。

●保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですから、大切に保管してください。

こんなときQ&A ②

給付金等請求、ご住所・お名前等の変更手続き、解約手続きのお申し出、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせは、当社お客さまサービスセンターにてお受けします。

お客さま専用電話[無料]
携帯電話からもご利用いただけます

0120-324-386

受付時間 月～金 9:00～18:00 ± 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

ご利用方法

- ・プライバシー保護のため、各種お申し出・お問い合わせは契約者（給付金等請求の場合は受取人）さまご本人からご連絡ください。契約者さま以外の方にはお手続きの受付やご案内ができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・受付時には証券番号を確認させていただきます。お手元に保険証券等、証券番号がわかるものをご用意ください。

※「ご契約の見直しについて」の手続きは、代理店までお申し出ください。

お電話のみでお手続きが完了します



- 住所変更
- 控除証明書再発行
- ご契約のしおり・約款の再交付

手続方法等のご相談を承ります



「こんな時、どうすれば?」と、お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

- ・「保険証券を紛失してしまった」
- ・「うっかり、お金を銀行口座に入れ忘れ、契約が失効してしまった」
- ・「入院をしたが、給付金等請求の手続きはどうすれば良いのだろう」

商品内容、ご契約内容のお問い合わせ



商品内容、ご契約内容等、各種お問い合わせを承ります。

- ・「商品内容をもう一度詳しく教えてほしい」
- ・「契約内容について改めて確認したい」

インターネットで請求についてのお申し出を受け付けます



- 改姓 ●保険料のお支払口座変更
 - 死亡等の給付金・保険金請求 ●入院等の給付金等請求(※)
- (※請求書類をインターネットホームページから直接取り出すことができます。)

便利なインターネット手続き

URL <https://www.msa-life.co.jp>

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

約款をお読みいただく前に

◆約款中では、ご契約者と保険会社との契約内容を、基本的に「条」・「項」・「号」を用いて規定しております。

条…「第X条」と表記されています。

項…「X.」と表記されています。

号…「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙することがらがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】会社の責任開始期 第1条（責任開始期）の規定の場合

第1条

第1条（責任開始期）

第1項

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下同じ。）により申し込むことを要します。

第2項

2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。

〈第3項から第5項は記載省略〉

●この「前項」とは、「第1項」を指します。

第6項

6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。

第1号

(1) 会社名

第2号

(2) 保険契約者の氏名または名称

〈第3号以下は記載省略〉

ガン保険（無解約返戻金型）（18）普通保険約款

1. 会社の責任開始期	2	第32条（給付金等の受取人による保険契約の存続）	10
第1条（責任開始期）	2	15. 契約者配当	10
第2条（ガン給付責任開始期）	2	第33条（契約者配当）	10
2. ガンの定義および診断確定	2	16. 保険契約者・死亡時返戻金受取人の代表者	11
第3条（ガンの定義および診断確定）	2	第34条（保険契約者・死亡時返戻金受取人の代表者）	11
3. 給付金の支払	3	17. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	11
第4条（給付金の支払）	3	第35条（年齢の計算）	11
4. 被保険者の死亡	3	第36条（年齢および性別の誤りの処理）	11
第5条（被保険者の死亡）	3	18. 請求手続	11
5. 保険契約の無効および取消	4	第37条（請求手続）	11
第6条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	4	19. 給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	12
第7条（不法取得目的による無効）	4	第38条（給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	12
第8条（詐欺による取消）	4	20. 時効	13
6. 告知義務および保険契約の解除	4	第39条（時効）	13
第9条（告知義務）	4	21. 被保険者の業務、転居および旅行	13
第10条（告知義務違反による解除）	5	第40条（被保険者の業務、転居および旅行）	13
第11条（保険契約を解除できない場合）	5	22. 管轄裁判所	13
7. 重大事由による解除	5	第41条（管轄裁判所）	13
第12条（重大事由による解除）	5	23. 特別取扱	13
8. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効	6	第42条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	13
第13条（第1回保険料の払込および猶予期間）	6	第43条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	13
第14条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）	6	第44条（ガン死亡保障特約（無解約返戻金型）（18）が付加されている場合の代理請求人に関する取扱）	14
第15条（第2回以後の保険料の払込）	6	24. 契約日指定に関する特則	14
第16条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）	7	第45条（特則の付加）	14
第17条（保険料の払込方法（経路））	7	第46条（特則を付加した場合の取扱）	14
第18条（保険料の前納および一括払）	7	第47条（特則の解約）	14
第19条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）	8	別表1 請求書類	15
第20条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）	8	別表2 対象となるガン	16
第21条（保険契約の失効）	8	別表3 病院または診療所	17
9. 保険契約の復活	8	別表4 入院	17
第22条（保険契約の復活）	8	別表5 対象となる手術	17
10. 保険契約者の住所の変更	8	備考	17
第23条（保険契約者の住所の変更）	8		
11. 契約内容の変更	9		
第24条（ガン入院給付金日額の減額）	9		
第25条（保険料払込方法（回数）の変更）	9		
第26条（ガン給付金受取人の変更）	9		
第27条（会社への通知による死亡時返戻金受取人の変更）	9		
第28条（遺言による死亡時返戻金受取人の変更）	9		
第29条（保険契約者の変更）	9		
12. 保険契約の解約	10		
第30条（保険契約の解約）	10		
13. 解約返戻金	10		
第31条（解約返戻金）	10		
14. 給付金等の受取人による保険契約の存続	10		

ガン保険（無解約返戻金型）（18）普通保険約款

1. 会社の責任開始期

第1条（責任開始期）

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下同じ。）により申し込むことを要します。
2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。
3. 保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前項に規定する契約日を基準として計算します。ただし、保険料月払契約において、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、被保険者が死亡したときは、前項ただし書きの規定にかかわらず、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。
4. 前項ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があれば保険契約者に払いもどし、不足分があれば領収します。
5. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。
6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) ガン給付金受取人および死亡時返戻金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
 - (5) この保険契約の給付金の支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) ガン入院給付金日額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した日

第2条（ガン給付責任開始期）

ガン入院給付金およびガン手術給付金については、会社は、ガン給付責任開始期から保険契約上の責任を負うものとし、ガン給付責任開始期は次のとおりとします。

- (1) 保険契約の締結に際しては、前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
- (2) 復活が行われた場合には、最後の復活の際の第22条（保険契約の復活）第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

2. ガンの定義および診断確定

第3条（ガンの定義および診断確定）

1. この保険契約において「ガン」とは、別表2に定めるガンをいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 給付金の支払

第4条（給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン入院給付金	被保険者が次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする別表4に定める入院であること (2) ガンの治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) 別表3に定める病院または診療所における入院であること (4) 入院日数が1日以上あること	入院1回につき、 (1) 入院日数が1日以上5日以内の場合 ガン入院給付金日額の5倍相当額 (2) 入院日数が6日以上の場合 $\left[\begin{array}{c} \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{入院日数} \end{array} \right]$	ガン給付金受取人
ガン手術給付金	被保険者が次の条件をすべて満たす手術を受けたとき (1) ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする手術であること (2) ガンの治療を目的とした手術（備考1に定めるところによります。）であること (3) 別表5に定める種類の手術であること (4) 別表3に定める病院または診療所において受けた手術であること	手術1回につき、 $\left[\begin{array}{c} \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right] \times 20$	ガン給付金受取人

- 前項のガン入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、ガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なるガンを併発していたときまたは入院中に異なるガンを併発したときは、入院開始の直接の原因となったガンにより継続して入院したものとみなし、ガン入院給付金は重複して支払いません。
- 被保険者が、ガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものと第1項の規定を適用します。
- 被保険者が、第1項に規定するガン入院給付金の支払事由に該当する入院中に、ガン以外の疾病または傷害の治療を開始し入院を継続した場合には、そのガン以外の疾病または傷害の治療を開始した日以後の入院日数のうち、ガンの治療を目的とした入院の入院日数について第1項のガン入院給付金の規定を適用します。
- ガン入院給付金日額が減額された場合の給付金の支払額の計算は、次のとおりとします。
 - ガン入院給付金については、入院中の各日現在のガン入院給付金日額（ただし、入院開始の日から起算して5日目までの入院については入院開始の日現在のガン入院給付金日額）にもとづいて計算します。
 - ガン手術給付金については、手術を受けた日現在のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
- 被保険者が別表5の対象となる手術の種類のうち同時に2以上の種類の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、いずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
- ガン給付金受取人は被保険者とします。ただし、保険契約者が法人の場合（死亡時返戻金受取人が指定されているときは、保険契約者が法人で、かつ、死亡時返戻金受取人（死亡時返戻金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合に限ります。）、保険契約者は、被保険者の同意を得て、被保険者に代えて保険契約者をガン給付金受取人とすることができません。
- ガン給付金受取人は、前項に定める者以外に変更することはできません。

4. 被保険者の死亡

第5条（被保険者の死亡）

- 被保険者が死亡した場合には、被保険者が死亡した時に、保険契約は消滅したものとします。

2. 前項の場合、会社は、被保険者が死亡した日における解約返戻金があるときは、これと同額の死亡時返戻金を、第5項に定める死亡時返戻金受取人に支払います。
3. 前項の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、会社は、死亡時返戻金を支払いません。
 - (1) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
 - (2) 保険契約者の故意
 - (3) 死亡時返戻金受取人の故意。ただし、その受取人が死亡時返戻金の一部の受取人であるときは、死亡時返戻金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡時返戻金受取人に支払います。
4. 前項の場合、会社は、被保険者が死亡した日における解約返戻金を保険契約者に支払います（なお、前項第3号ただし書きの場合、死亡時返戻金が支払われない部分にかかる解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡時返戻金が支払われない場合には、解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
5. 死亡時返戻金受取人は、保険契約締結の際、保険契約者が被保険者の同意を得て指定するものとします。
6. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、保険契約は消滅したものとし、第2項から第5項までの規定を適用します。
7. 保険期間と保険料払込期間が同一の保険契約には、この普通保険約款の死亡時返戻金の支払および死亡時返戻金受取人に関する規定は適用しません。

5. 保険契約の無効および取消

第6条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時から第2条（ガン給付責任開始期）に規定するガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、保険契約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれた保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額および復活以後に払い込まれた保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第13条（第1回保険料の払込および猶予期間）第4項第3号または第15条（第2回以後の保険料の払込）第2項第3号に定める保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第7条（不法取得目的による無効）

保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われた場合には、その保険契約は無効とし、会社は、既に受け取った保険料は払いもどしません。

第8条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約の締結または復活が行われた場合には、会社は、その保険契約を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に受け取った保険料は払いもどしません。

6. 告知義務および保険契約の解除

第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において

同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 保険契約の締結
- (2) 保険契約の復活

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金を支払いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求します。ただし、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者またはガン給付金受取人（第37条（請求手続）第5項の規定により、ガン給付金受取人の代理人が給付金を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本条において同じ。）が証明したときは、給付金を支払います。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者、ガン給付金受取人または死亡時返戻金受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により給付金の支払事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより給付金が支払われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、保険契約を解除することができます。

7. 重大事由による解除

第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡時返戻金の場合は被保険者を除きます。）または死亡時返戻金受取人がこの保険契約の給付金もしくは死亡時返戻金を詐取する目的または他人にこの保険契約の給付金もしくは死亡時返戻金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この保険契約の給付金または死亡時返戻金の請求に関し、ガン給付金受取人または死亡時返戻金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡時返戻金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡時返戻金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡時返戻金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡時返戻金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、給付金の支払事由が生じた後または被保険者が死亡した後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金または被保険者が死亡した場合の死亡時返戻金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡時返戻金受取人のみであり、かつ、その死亡時返戻金受取人が死亡時返戻金の一部の受取人であるときは、死亡時返戻金のうち、その受取人に支払われるべき死亡時返戻金をいいます。以下本項において同じ。）は支払いません。また、この場合に既に給付金または死亡時返戻金を支払っていたときは、給付金または死亡時返戻金の返還を請求します。
3. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者、ガン給付金受取人（第37条（請求手続）第5項の規定により、ガン給付金受取人の代理人が給付金を請求する場合には、その代理人を含みます。）または死亡時返戻金受取人に通知します。
4. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定により保険契約を解除した場合で、死亡時返戻金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡時返戻金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡時返戻金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効

第13条（第1回保険料の払込および猶予期間）

- 1. 第1回保険料の払込期間は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
- 2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
- 3. 保険契約者は、第1回保険料を第1回保険料の払込期間満了日までに払い込んでください。第1回保険料の払込期間満了日までに払込ができなかった場合は、第1回保険料の猶予期間満了日までに払い込んでください。
- 4. 保険料払込方法（回数）が年払の契約（以下「保険料年払契約」といいます。）または半年払の契約（以下「保険料半年払契約」といいます。）について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第2号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) ガン入院給付金日額が減額されたとき
 - (3) 第6条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれた保険料が払い戻されないとき

第14条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

- 1. 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。
- 2. 本条の規定により保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

第15条（第2回以後の保険料の払込）

- 1. 保険契約者は、第2回以後の保険料を、その払込期間中、毎回、第17条（保険料の払込方法（経路））第

1 項に定める払込方法（経路）にしたがい、次に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

(1) 保険料月払契約

契約日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで

(2) 保険料年払契約または保険料半年払契約

契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで

2. 保険料年払契約または保険料半年払契約について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1 か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第2号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者に払いもどします。

- (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) ガン入院給付金日額が減額されたとき
- (3) 第6条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれた保険料が払い戻されないとき

第16条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 払込期月における契約日の応当日の前日までに保険料が払い込まれている場合、その応当日の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
2. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月における契約日の応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じたときは、未払込の保険料を給付金から差し引きます。
3. 前項において、会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金を支払いません。

第17条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
- (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- (3) 会社の派遣した集金担当者に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りします。）
- (4) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (5) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りします。）
- (6) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項第3号の払込方法（経路）による場合で払込期月内に保険料の払込がないときは、猶予期間内に会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金担当者を派遣します。
3. 保険料月払契約について、第1項第3号の払込方法（経路）による場合で猶予期間中の未払込の保険料があるときは、その保険料の払込があった後に払込期月の保険料を集金します。
4. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の払込方法（経路）を変更することができます。
5. 第1項第3号から第6号までのいずれかの払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が他の払込方法（経路）に変更するまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。

第18条（保険料の前納および一括払）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
- (1) 会社の定める利率で保険料を割り引きます。
- (2) 保険料前納分として領収した金額（以下「前納保険料」といいます。）は、会社の定める利率による利

息をつけて積み立てておき、契約日の年単位の応当日が到来するごとに保険料に充当します。

- (3) 保険料前納期間が満了した場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を次期以後の保険料に順次充当します。
 - (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払いもどします。
2. 保険料月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
- (1) 一括して払い込む保険料が3か月分以上あるときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中翌月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日まで）に保険料の払込を要しなくなったときは、当月）以後の分があるときは、前号の割合で精算し、その額を保険契約者に払いもどします。

第19条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）

第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

- (1) 保険料月払契約
払込期月の翌月初日から末日まで
- (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（払込期月の契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

第20条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金を支払いません。

第21条（保険契約の失効）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。
2. 前項により保険契約が効力を失った場合には、返戻金の支払はありません。

9. 保険契約の復活

第22条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、既に保険契約が解約されたときを除きます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、保険契約が効力を失わずに継続していた場合に払い込まれるべき保険料に相当する額（以下「復活に必要な保険料」といいます。）を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。この場合、その責任開始期の属する日を「復活日」とします。
 - ① 保険契約の復活を承諾した後に復活に必要な保険料を受け取った場合
復活に必要な保険料を受け取った時
 - ② 復活に必要な保険料を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
復活に必要な保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (3) 保険証券は新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。
3. 保険契約が復活された場合には、会社は、給付金の支払については第2条（ガン給付責任開始期）第2号に定めるガン給付責任開始期より責任を負います。

10. 保険契約者の住所の変更

第23条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更した場合には、すみやかに、会社へ通知してください。

2. 前項の通知がなく、変更後の保険契約者の住所または通信先が確認できなかった場合には、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

11. 契約内容の変更

第24条（ガン入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のガン入院給付金日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン入院給付金日額の減額は取り扱いません。
2. 会社がガン入院給付金日額の減額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 減額部分に対応する解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (2) ガン入院給付金日額の減額は、減額の請求書類を会社が受け付けた時から効力を生じます。
3. 保険料払込期間中にガン入院給付金日額が減額されたときは、将来の保険料を改めます。
4. ガン入院給付金日額が減額されたときは、保険証券に表示します。

第25条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第26条（ガン給付金受取人の変更）

1. ガン給付金受取人が保険契約者の場合において、死亡時返戻金受取人の変更または保険契約者の変更が行われたときは、ガン給付金受取人は同時に被保険者に変更されます。
2. 保険契約者が法人の場合（死亡時返戻金受取人が指定されているときは、保険契約者が法人で、かつ、死亡時返戻金受取人（死亡時返戻金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合に限りまゝ）、保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、ガン給付金受取人を保険契約者または被保険者に変更することができます。
3. 前項および第27条（会社への通知による死亡時返戻金受取人の変更）第1項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社に変更前のガン給付金受取人に給付金を支払っていた場合には、その支払後に変更後のガン給付金受取人から給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
4. ガン給付金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第27条（会社への通知による死亡時返戻金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、死亡時返戻金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社に変更前の死亡時返戻金受取人に死亡時返戻金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の死亡時返戻金受取人から死亡時返戻金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 被保険者の死亡以前に死亡時返戻金受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡時返戻金受取人とします。
4. 前項の規定により死亡時返戻金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、死亡時返戻金受取人になった者のうち生存している他の死亡時返戻金受取人をそれぞれの受取人とします。
5. 前2項の規定により死亡時返戻金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 死亡時返戻金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第28条（遺言による死亡時返戻金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、死亡時返戻金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡時返戻金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言による死亡時返戻金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 死亡時返戻金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第29条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

12. 保険契約の解約

第30条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。

13. 解約返戻金

第31条（解約返戻金）

この保険契約の解約返戻金は、次の各号のとおりとします。

- (1) 解約返戻金は、次のとおりとします。
 - ① 保険料払込期間中の保険契約
解約返戻金はありません。
 - ② 保険料払込期間経過後の保険契約
解約返戻金は、ガン入院給付金日額の10倍と同額とします。
- (2) 前号②にかかわらず、次の①から⑦までに定める日が、保険料払込期間経過後に属する場合でも、保険料払込期間中の保険料がすべて払い込まれていないときには、保険料払込期間中の保険契約とみなし、解約返戻金はないものとします。
 - ① 死亡時返戻金の支払および第5条（被保険者の死亡）第4項の規定による解約返戻金の支払
被保険者が死亡した日
 - ② 第6条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
会社が無効の原因を知った日
 - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
保険契約を解除する旨の通知が到達した日
 - ④ 保険契約の失効
猶予期間満了日の翌日
 - ⑤ ガン入院給付金日額の減額
別表1に定める請求書類が会社に到着した日
 - ⑥ 保険契約の解約
別表1に定める請求書類が会社に到着した日
 - ⑦ 第32条（給付金等の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による保険契約の解約
解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日

14. 給付金等の受取人による保険契約の存続

第32条（給付金等の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次の各号のすべてを満たすガン給付金受取人または死亡時返戻金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、被保険者が死亡し、会社が死亡時返戻金を支払うべきときは、その死亡時返戻金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡時返戻金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡時返戻金受取人に支払います。

15. 契約者配当

第33条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

16. 保険契約者・死亡時返戻金受取人の代表者

第34条（保険契約者・死亡時返戻金受取人の代表者）

1. 保険契約者または死亡時返戻金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の死亡時返戻金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、保険契約者または死亡時返戻金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。
3. 保険契約者が2人以上あるときは、連帯して責任を負うものとします。

17. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第35条（年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第36条（年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢または性別が、会社の定める取扱範囲外の場合は、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
- (2) 前号以外のときは、実際の年齢または性別に基づいて会社の定める方法により計算した金額の授受等の取扱をし、保険契約は継続します。

18. 請求手続

第37条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはガン給付金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 被保険者が死亡したときは、保険契約者または死亡時返戻金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
3. この普通保険約款にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
4. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡時返戻金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡時返戻金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡時返戻金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
5. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、ガン給付金受取人が給付金を請求できないときは、次の者がガン給付金受取人の代理人（以下「代理請求人」といいます。）として給付金の請求をすることができます。ただし、ガン給付金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 保険契約者が、被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）。ただし、請求時においてもその者が次の①または②の範囲内の者であることを要します。
 - ① 次の範囲内の者
 - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被保険者の直系血族
 - ウ. 被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪）
 - エ. 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - ② 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、ガン給付金受取人のために給付金を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ア. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前①エに掲げる以外の者
 - イ. 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ウ. その他前アおよびイに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
 - (2) 前号の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に

前号①または②の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。)または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別の事情がある場合は、次の者を代理請求人とします。

- ① 死亡時返戻金受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。）
 - ② 前①に該当する者がいない場合または前①に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - ③ 前①もしくは②に該当する者がいない場合または前①もしくは②に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
6. 前項の規定にかかわらず、代理請求人の故意により給付金の支払事由が生じたときは、その者は代理請求人としての取扱を受けることができません。
 7. 第5項の規定により、代理請求人が給付金の請求をするときは、特別の事情を示す書類および別表1に定める書類を提出してください。
 8. 第5項および第7項の規定により、給付金が代理請求人に支払われた場合には、その支払後にその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 9. 保険契約者またはその承継人は、別表1に定める請求書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更または解除することができます。ただし、指定代理請求人を変更する場合、変更後の指定代理請求人は、第5項第1号に定める範囲内の者であることを要します。
 10. 前項の場合、指定代理請求人の変更または解除について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

19. 給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第38条（給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

1. 給付金および解約返戻金等の支払金は、必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した支社もしくは支店で支払うか、または会社の指定した方法により支払います。
2. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、前項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日を経過する日とします。
 - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第4条に定める給付金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金の支払事由に該当しても給付金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第12条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
 - (5) ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する可能性がある場合
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する事実の有無
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第1項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 90日
- 4. 前2項の場合、会社は、給付金を請求した者に通知します。
- 5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- 6. 死亡時返戻金の支払に際しては、本条の規定を準用します。

20. 時効

第39条（時効）

給付金、死亡時返戻金または解約返戻金等の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

21. 被保険者の業務、転居および旅行

第40条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

22. 管轄裁判所

第41条（管轄裁判所）

この保険契約における給付金または死亡時返戻金の請求に関する訴訟については、会社の本店またはガン給付金受取人もしくは死亡時返戻金受取人（ガン給付金受取人または死亡時返戻金受取人が2人以上いるときは、その代表者としします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社もしくは支店（同一の都道府県内に支社または支店がないときは、最寄りの支社または支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

23. 特別取扱

第42条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、デビットカード（日本デビットカード推進協議会の会員である金融機関等が発行する預貯金口座に係るカードのうち、当該カードの発行者によりデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているものをいいます。以下同じ。）を使用して保険料等（第1回保険料、第1回保険料相当額、第2回以後の保険料および契約変更の際に払い込むべき金額等をいいます。以下同じ。）を払い込むことができます。
2. 前項の場合、口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された時に保険料等を受け取ったものとします。

第43条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）を使用して保険料等を払い込むことができます。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
3. 保険料等をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、クレジットカードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が保険料等を受け取ったものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料等相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認をした後でも、次のすべてを満たす場合には、第3項の規定を

適用しません。この場合、保険契約者は他の方法で保険料等を払い込むことを要します。

- (1) 会社がカード会社から保険料等相当額を領収できないこと
- (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料等相当額を支払っていないこと

第44条（ガン死亡保障特約（無解約返戻金型）（18）が付加されている場合の代理請求人に関する取扱）

保険期間と保険料払込期間が同一の保険契約にガン死亡保障特約（無解約返戻金型）（18）が付加されている場合、第37条（請求手続）第5項第2号の適用に際しては、「死亡時返戻金受取人」を「ガン死亡保障特約（無解約返戻金型）（18）のガン死亡保険金受取人」と読み替えます。

24. 契約日指定に関する特則

第45条（特則の付加）

この特則は、保険料月払契約の締結の際、保険契約者より申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合に、この保険契約に付加して締結します。

第46条（特則を付加した場合の取扱）

1. この特則が付加された場合には、第1条（責任開始期）第2項ただし書きの規定にかかわらず、契約日は責任開始期の属する日とします。
2. 前項の場合、第19条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第13条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第47条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン給付金受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
死亡時返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 死亡時返戻金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第5条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第6条、第10条、第12条、第24条、第30条
保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書	第22条
ガン入院給付金日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第24条
ガン給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第26条
会社への通知による死亡時返戻金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第27条
遺言による死亡時返戻金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第28条
保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ① 旧保険契約者の戸籍抄本 ② 保険契約者代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第29条
給付金等の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) ガン給付金受取人または死亡時返戻金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第32条

項 目	提 出 書 類	該当条文
給付金の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 代理請求人の戸籍謄本 (5) 代理請求人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者の戸籍抄本 (7) 会社所定の様式による医師の診断書 (8) 代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは代理請求人の健康保険証の写しまたは代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (9) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し	第37条
指定代理請求人の変更 または解除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第37条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となるガン

1. 対象となるガンとは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C 00～C 14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 15～C 26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 30～C 39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C 40～C 41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C 43～C 44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C 45～C 49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C 50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 51～C 58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 60～C 63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C 64～C 68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 69～C 72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C 73～C 75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C 76～C 80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C 81～C 96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D 00～D 09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この保険契約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この保険契約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表5 対象となる手術

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～5を指します。吸引、穿刺などの処理および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類
1.	ガン根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）
2.	ガン温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）
3.	その他のガン手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）
4.	ガン根治放射線照射（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）
5.	ガンにともなうファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）

「ガン根治手術」とは、腫瘍の完全な切除・消失を可能とするような手術で、原発腫瘍を含めてその周囲組織や領域リンパ節を広範囲に切除することを指します。再手術や再発・転移に対する手術はガン根治手術には該当しません。

備考

1. 治療を目的とした手術
診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。

2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づいたガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則	20	第29条（主契約がガン保険（無解約返戻金型）（18） の場合の取扱）	26
第1条（特約の締結）	20	別表1 請求書類	27
第2条（特約の責任開始期）	20	別表2 対象となるガン	27
第3条（特約のガン給付責任開始期）	20	備考 治療を目的とした入院	28
第4条（特約の保険料払込期間）	20		
2. ガンの定義および診断確定	20		
第5条（ガンの定義および診断確定）	20		
3. ガン診断給付金の支払	20		
第6条（ガン診断給付金の支払）	20		
4. 特約保険料の払込免除	21		
第7条（特約保険料の払込免除）	21		
5. 告知義務および告知義務違反による解除	21		
第8条（告知義務）	21		
第9条（告知義務違反による解除）	21		
第10条（特約を解除できない場合）	21		
6. 特約の無効	22		
第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による 無効）	22		
7. 重大事由による解除	22		
第12条（重大事由による解除）	22		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	23		
第13条（特約保険料の払込）	23		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	23		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	23		
第16条（特約の失効および消滅）	23		
9. 特約の復活	23		
第17条（特約の復活）	23		
10. 特約内容の変更	24		
第18条（ガン診断給付金額の減額）	24		
11. 特約の解約および解約返戻金	24		
第19条（特約の解約）	24		
第20条（解約返戻金）	24		
12. ガン診断給付金の受取人による特約の存続	24		
第21条（ガン診断給付金の受取人による特約の存続）	24		
13. 契約者配当	24		
第22条（契約者配当）	24		
14. 請求手続	24		
第23条（請求手続）	24		
15. ガン診断給付金等の支払の時期・場所等	24		
第24条（ガン診断給付金等の支払の時期・場所等）	24		
16. 主約款の準用	24		
第25条（主約款の準用）	24		
17. 中途付加の場合の取扱	25		
第26条（中途付加の場合の取扱）	25		
18. 特別取扱	25		
第27条（主契約に新保険料払込免除特約を付加した場 合の取扱）	25		
第28条（主契約が新ガン保険αの場合の取扱）	25		

ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - ガン診断給付金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン診断給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による責任開始期の属する日。ただし、その日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第4条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. ガン診断給付金の支払

第6条（ガン診断給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、ガン診断給付金を支払います。

名称	ガン診断給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン診断給付金	被保険者が次のいずれかに該当したとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき (2) 前(1)のガンと診断確定された日の翌日以後に次の条件をすべて満たす入院をしたとき ① この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること ② ガンの治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること ③ 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること	ガン診断給付金額	主契約の入院手術給付金受取人

- 被保険者がガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとみなして前項の規定を適用します。
- 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（第1項の規定により、この特約のガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたことによりガン診断給付金の支払われることとなった場合は、その診断確定日。また、前項または第4項の規定によりガン診断給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含めて1年以内にガン診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、会社は、ガン

診断給付金を支払いません。

4. 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に第1項の支払事由の(2)に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金を支払います。
5. この特約のガン診断給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン診断給付金額の減額の取扱は行いません。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、ガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、ガン診断給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既にガン診断給付金を支払っていたときは、ガン診断給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、ガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者またはガン診断給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、ガン診断給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン診断給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりガン診

断給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。)を除きます。

2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときに除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に、第13条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第9条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約のガン診断給付金を詐取する目的または他人にこの特約のガン診断給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約のガン診断給付金の請求に関し、ガン診断給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン診断給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン診断給付金を支払っていたときは、ガン診断給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン診断給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。

4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）にガン診断給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料をガン診断給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン診断給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡時返戻金が支払われるときは、主契約の死亡時返戻金受取人）に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約のガン診断給付金額が減額されたとき
 - (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中にガン診断給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）をガン診断給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン診断給付金を支払いません。

第15条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約の解約返戻金の型が低解約返戻金型の場合で、第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

9. 特約の復活

第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。
3. この特約が復活された場合には、会社は、ガン診断給付金の支払については第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第2号に定めるこの特約のガン給付責任開始期より責任を負います。

10. 特約内容の変更

第18条（ガン診断給付金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後のガン診断給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン診断給付金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額され、ガン診断給付金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、ガン診断給付金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、ガン診断給付金額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第19条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第20条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。

12. ガン診断給付金の受取人による特約の存続

第21条（ガン診断給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時におけるガン診断給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

13. 契約者配当

第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第23条（請求手続）

1. ガン診断給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはガン診断給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約のガン診断給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. ガン診断給付金等の支払の時期・場所等

第24条（ガン診断給付金等の支払の時期・場所等）

この特約によるガン診断給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。この場合において、ガン診断給付金を支払うために確認が必要な場合として「ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する可能性がある場合」を加え、その場合に確認する事項として「ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する事実の有無」を加えます。

16. 主約款の準用

第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

17. 中途付加の場合の取扱

第26条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
ガン診断給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険料払込期間
この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。
4. 第1項の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項の適用に際しては、「既に払い込まれたこの特約の保険料」を「既に払い込まれたこの特約の保険料および中途付加の際に払い込まれた所定の金額（この特約に関する部分に限ります。）」と読み替えます。

18. 特別取扱

第27条（主契約に新保険料払込免除特約を付加した場合の取扱）

この特約の付加された主契約に新保険料払込免除特約が付加された場合で、第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）の規定によりこの特約が無効となり、保険契約者にこの特約の保険料が払い戻されるときは、新保険料払込免除特約が同時に付加されていた期間中に払い込まれた保険料については、新保険料払込免除特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

第28条（主契約が新ガン保険αの場合の取扱）

1. この特約を新ガン保険αに付加する場合には、新ガン保険αの保険期間が終身であることを要します。
2. この特約が新ガン保険αに付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 第6条（ガン診断給付金の支払）第1項ならびに第18条（ガン診断給付金額の減額）第2項および第3項の適用に際しては、「入院給付金日額」を「ガン入院給付金日額」と、「入院手術給付金受取人」を「ガン給付金受取人」と、「別表5」を「別表6」と、「別表6」を「別表7」とそれぞれ読み替えます。
 - (2) 第13条（特約保険料の払込）第5項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡給付金の支払事由発生後は、主契約の死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約のガン診断給付金額が減額されたとき
 - (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に

払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

- (3) 第15条（特約保険料の自動振替貸付）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

- (4) 第24条（ガン診断給付金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

この特約によるガン診断給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

- (5) この特約の保険料払込期間の変更については、次に定めるところによります。

- ① この特約のみの保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- ② 主契約の保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- ③ 前①および②のほか、この特約の保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

第29条（主契約がガン保険（無解約返戻金型）（18）の場合の取扱）

この特約がガン保険（無解約返戻金型）（18）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第6条（ガン診断給付金の支払）第1項ならびに第18条（ガン診断給付金額の減額）第2項および第3項の適用に際しては、「入院給付金日額」を「ガン入院給付金日額」と、「入院手術給付金受取人」を「ガン給付金受取人」と、「別表5」を「別表3」と、「別表6」を「別表4」とそれぞれ読み替えます。

- (2) 保険料の払込免除に関する規定および第15条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。

- (3) 第24条（ガン診断給付金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

この特約によるガン診断給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン診断給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン診断給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第11条
ガン診断給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第18条
ガン診断給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) ガン診断給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となるガン

1. 対象となるガンとは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」によるものとします。
- なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要在施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43～C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00～D09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
/ 2 …… 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性 / 3 …… 悪性、原発部位 / 6 …… 悪性、転移部位 悪性、続発部位 / 9 …… 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

備考 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、ガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）条項

1. 総則	30	第29条（主契約が低・無解約返戻金選択型医療保険 （18）の場合の取扱）	36
第1条（特約の締結）	30	第30条（主契約がガン保険（無解約返戻金型）（18） の場合の取扱）	36
第2条（特約の責任開始期）	30	別表1 請求書類	37
第3条（特約のガン給付責任開始期）	30	別表2 対象となるガン	37
第4条（特約の保険料払込期間）	30	別表3 通院	38
2. ガンの定義および診断確定	30	備考	38
第5条（ガンの定義および診断確定）	30		
3. ガン治療通院給付金の支払	30		
第6条（ガン治療通院給付金の支払）	30		
4. 特約保険料の払込免除	31		
第7条（特約保険料の払込免除）	31		
5. 告知義務および告知義務違反による解除	31		
第8条（告知義務）	31		
第9条（告知義務違反による解除）	31		
第10条（特約を解除できない場合）	32		
6. 特約の無効	32		
第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による 無効）	32		
7. 重大事由による解除	32		
第12条（重大事由による解除）	32		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	33		
第13条（特約保険料の払込）	33		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	33		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	34		
第16条（特約の失効および消滅）	34		
9. 特約の復活	34		
第17条（特約の復活）	34		
10. 特約の解約および解約返戻金	34		
第18条（特約の解約）	34		
第19条（解約返戻金）	34		
11. ガン治療通院給付金の受取人による特約の存 続	34		
第20条（ガン治療通院給付金の受取人による特約の存 続）	34		
12. 契約者配当	34		
第21条（契約者配当）	34		
13. 請求手続	34		
第22条（請求手続）	34		
14. ガン治療通院給付金等の支払の時期・場所等	34		
第23条（ガン治療通院給付金等の支払の時期・場所等）	34		
15. 主約款の準用	35		
第24条（主約款の準用）	35		
16. 中途付加の場合の取扱	35		
第25条（中途付加の場合の取扱）	35		
17. 特別取扱	35		
第26条（主契約に保険料口座振替特約等を付加した場 合の取扱）	35		
第27条（主契約に保険料払込免除特約等を付加した場 合の取扱）	35		
第28条（主契約が新ガン保険αの場合の取扱）	36		

ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン治療通院給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による責任開始期の属する日。ただし、その日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第4条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. ガン治療通院給付金の支払

第6条（ガン治療通院給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、ガン治療通院給付金を支払います。

名称	ガン治療通院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン治療通院給付金	被保険者が次の条件をすべて満たす通院をしたとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする別表3に定める通院であること (2) ガンの治療を目的とした通院（備考1に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) 主約款の別表5に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。）における通院であること (4) 第2項に定める支払対象期間中の通院であること	$\left(\begin{array}{c} \text{主契約の} \\ \text{入院給付金日額} \\ \times \\ \text{支払対象期間内の} \\ \text{通院日数} \end{array} \right)$	主契約の入院手術給付金受取人

- 支払対象期間は次のとおりとします。

- 被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間
- 被保険者が最終の支払対象期間満了日の翌日以後に、次のいずれかに該当した場合、該当した日からその日を含めて5年間
 - 既に診断確定されたガンを治療したことにより、ガンが認められない状態となり、その後初めてガンが再発したと診断確定されたとき
 - 既に診断確定されたガンが、他の臓器（同一の種類の臓器が複数ある場合、それらは同じ臓器とみなします。）に転移したと診断確定されたとき。ただし、当該転移の以前においてその臓器に既にガン

- が生じていた場合を除きます。
- ③ 既に診断確定されたガンとは関係なく、ガンが新たに生じたと診断確定されたとき
 - ④ 次の条件をすべて満たす入院をしたとき（最終の支払対象期間満了日の翌日に次の条件をすべて満たす継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなします。）
 - ア. この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること
 - イ. ガンの治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること
 - ウ. 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること
3. 被保険者がガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとみなして前項の規定を適用します。
4. 次の場合、ガン治療通院給付金は重複して支払いません。
- (1) 被保険者が同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき（この場合、1回の通院とみなして取り扱います。）
 - (2) 被保険者が2以上のガンの治療を目的とした1回の通院をしたとき
5. 被保険者が、主契約の入院給付金（この特約と同一の主契約に付加されている他の特約から支払われる入院給付金を含みます。）が支払われる期間中に第1項に定める通院をしたときは、ガン治療通院給付金は支払いません。
6. 主契約の入院給付金日額が減額された場合には、ガン治療通院給付金の支払額は各日現在の主契約の入院給付金日額にもとづいて計算します。
7. この特約のガン治療通院給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第9条（告知義務違反による解除）

- 1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
- 2. 会社は、ガン治療通院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
- 3. 前項の場合には、ガン治療通院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既にガン治療通院給付金を支払っていたときは、ガン治療通院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、ガン治療通院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者またはガン治療通院給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、ガン治療通院給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
- 4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン治療通院給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
- 5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりガン治療通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりガン治療通院給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に、第13条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第9条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約のガン治療通院給付金を詐取する目的または他人にこの特約のガン治療通院給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約のガン治療通院給付金の請求に関し、ガン治療通院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
- 2. 会社は、ガン治療通院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン治療通院給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン治療通院給付金を支払っていたときは、ガン治療通院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン治療通院給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
- 4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第13条（特約保険料の払込）

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
- 3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）にガン治療通院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料をガン治療通院給付金から差し引きします。
- 4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン治療通院給付金を支払いません。
- 5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡時返戻金が支払われるときは、主契約の死亡時返戻金受取人）に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 主契約の入院給付金日額が減額されたとき
 - (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 1. 猶予期間中にガン治療通院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）をガン治療通院給付金から差し引きします。
- 2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン治療通院給付金を支払いません。

第15条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約の解約返戻金の型が低解約返戻金型の場合で、第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

9. 特約の復活

第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとして扱います。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。
3. この特約が復活された場合には、会社は、ガン治療通院給付金の支払については第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第2号に定めるこの特約のガン給付責任開始期より責任を負います。

10. 特約の解約および解約返戻金

第18条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第19条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。

11. ガン治療通院給付金の受取人による特約の存続

第20条（ガン治療通院給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時におけるガン治療通院給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

12. 契約者配当

第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

13. 請求手続

第22条（請求手続）

1. ガン治療通院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはガン治療通院給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約のガン治療通院給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

14. ガン治療通院給付金等の支払の時期・場所等

第23条（ガン治療通院給付金等の支払の時期・場所等）

この特約によるガン治療通院給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。この場合において、ガン治療通院給付金を支払うために確認が必要な場合として「ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する可能性がある場合」

を加え、その場合に確認する事項として「ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する事実の有無」を加えます。

15. 主約款の準用

第24条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

16. 中途付加の場合の取扱

第25条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
ガン治療通院給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険料払込期間
この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。
4. 第1項の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項の適用に際しては、「既に払い込まれたこの特約の保険料」を「既に払い込まれたこの特約の保険料および中途付加の際に払い込まれた所定の金額（この特約に関する部分に限ります。）」と読み替えます。

17. 特別取扱

第26条（主契約に保険料口座振替特約等を付加した場合の取扱）

保険契約の締結時に、この特約が付加された主契約に保険料口座振替特約、団体扱特約、準団体扱特約、集団扱特約またはクレジットカード扱特約を付加した場合には、第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第27条（主契約に保険料払込免除特約等を付加した場合の取扱）

この特約の付加された主契約に保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約が付加された場合で、第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）の規定によりこの特約が無効となり、保険契約者にこの特約の保険料が払い戻されるときは、保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約が同時に付加されていた期間中に払い込まれた保険料については、保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

第28条（主契約が新ガン保険αの場合の取扱）

1. この特約を新ガン保険αに付加する場合には、新ガン保険αの保険期間が終身であることを要します。
2. この特約が新ガン保険αに付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 第6条（ガン治療通院給付金の支払）第1項、第2項および第6項ならびに別表3の適用に際しては、「入院給付金日額」を「ガン入院給付金日額」と、「入院手術給付金受取人」を「ガン給付金受取人」と、「別表5」を「別表6」と、「別表6」を「別表7」とそれぞれ読み替えます。
 - (2) 第13条（特約保険料の払込）第5項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡給付金の支払事由発生後は、主契約の死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 主契約のガン入院給付金日額が減額されたとき
 - (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき
 - (3) 第15条（特約保険料の自動振替貸付）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
 - (4) 第23条（ガン治療通院給付金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

この特約によるガン治療通院給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。
 - (5) この特約の保険料払込期間の変更については、次に定めるところによります。
 - ① この特約のみの保険料払込期間の変更は取り扱いません。
 - ② 主契約の保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
 - ③ 前①および②のほか、この特約の保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

第29条（主契約が低・無解約返戻金選択型医療保険（18）の場合の取扱）

この特約が低・無解約返戻金選択型医療保険（18）に付加されている場合には、第26条（主契約に保険料口座振替特約等を付加した場合の取扱）の規定は適用しません。

第30条（主契約がガン保険（無解約返戻金型）（18）の場合の取扱）

この特約がガン保険（無解約返戻金型）（18）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第6条（ガン治療通院給付金の支払）第1項、第2項および第6項、第13条（特約保険料の払込）第5項ならびに別表3の適用に際しては、「入院給付金日額」を「ガン入院給付金日額」と、「入院手術給付金受取人」を「ガン給付金受取人」と、「別表5」を「別表3」と、「別表6」を「別表4」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 保険料の払込免除に関する規定ならびに第15条（特約保険料の自動振替貸付）および第26条（主契約に保険料口座振替特約等を付加した場合の取扱）の規定は適用しません。
- (3) 第23条（ガン治療通院給付金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

この特約によるガン治療通院給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン治療通院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン治療通院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 通院したことを証する書類	第6条
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第11条
ガン治療通院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) ガン治療通院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となるガン

1. 対象となるガンとは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」によるものとします。
- なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要在施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43～C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
上皮内新生物<腫瘍>	D00～D09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47. 1
本態性（出血性）血小板血症	D47. 3
骨髄線維症	D47. 4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47. 5

別表3 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、主約款の別表5に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。）において、外来による診察、投薬、処置、手術、その他の治療を受けることをいいます。（往診や訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。）

備考

1. 治療を目的とした通院

「治療を目的とした通院」には、検査や経過観察のための通院、美容上の処置による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院などは該当しません。また、ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院は、「ガンの治療を目的とした通院」には該当しません。

2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づいたガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則	40	第28条（主約款の準用）	46
第1条（特約の締結）	40	19. 中途付加の場合の取扱	47
第2条（特約の責任開始期）	40	第29条（中途付加の場合の取扱）	47
第3条（特約のガン給付責任開始期）	40	20. 特別取扱	47
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	40	第30条（主契約に保険料払込免除特約等を付加した場合の取扱）	47
2. ガンの定義および診断確定	40	第31条（主契約が新ガン保険αの場合の取扱）	47
第5条（ガンの定義および診断確定）	40	第32条（主契約が低・無解約返戻金選択型医療保険の場合の取扱）	48
3. 抗ガン剤治療給付金の支払	41	第33条（主契約がガン保険（無解約返戻金型）（18）の場合の取扱）	48
第6条（抗ガン剤治療給付金の支払）	41	別表1 請求書類	49
第7条（抗ガン剤治療給付金の支払限度）	41	別表2 対象となるガン	49
4. 特約保険料の払込免除	41	別表3 抗ガン剤治療	50
第8条（特約保険料の払込免除）	41	別表4 抗ガン剤	50
5. 告知義務および告知義務違反による解除	42	別表5 公的医療保険制度	50
第9条（告知義務）	42	別表6 医科診療報酬点数表	50
第10条（告知義務違反による解除）	42	別表7 歯科診療報酬点数表	51
第11条（特約を解除できない場合）	42	別表8 先進医療	51
6. 特約の無効	42	別表9 療養	51
第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	42	別表10 患者申出療養	51
7. 重大事由による解除	43		
第13条（重大事由による解除）	43		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	43		
第14条（特約保険料の払込）	43		
第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	44		
第16条（特約保険料の自動振替貸付）	44		
第17条（特約の失効および消滅）	44		
9. 特約の復活	44		
第18条（特約の復活）	44		
10. 特約内容の変更	44		
第19条（抗ガン剤治療給付金月額の減額）	44		
11. 特約の解約および解約返戻金	45		
第20条（特約の解約）	45		
第21条（解約返戻金）	45		
12. 抗ガン剤治療給付金の受取人による特約の存続	45		
第22条（抗ガン剤治療給付金の受取人による特約の存続）	45		
13. 契約者配当	45		
第23条（契約者配当）	45		
14. 請求手続	45		
第24条（請求手続）	45		
15. 抗ガン剤治療給付金等の支払の時期・場所等	45		
第25条（抗ガン剤治療給付金等の支払の時期・場所等）	45		
16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	45		
第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）	45		
17. 特約の更新	45		
第27条（特約の更新）	45		
18. 主約款の準用	46		

抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - (1) この特約の名称
 - (2) 抗ガン剤治療給付金月額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

1. 抗ガン剤治療給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による責任開始期の属する日。ただし、その日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

1. この特約において「ガン」とは、別表2に定めるガンをいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 抗ガン剤治療給付金の支払

第6条（抗ガン剤治療給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、抗ガン剤治療給付金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人
抗ガン剤治療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす抗ガン剤治療（別表3に定めるところによります。以下同じ。）を受けたとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする抗ガン剤治療であること (2) ガンの治療を目的とした抗ガン剤治療であること (3) 次のいずれかを満たす抗ガン剤治療であること ① 公的医療保険制度（別表5に定めるところによります。以下同じ。）における医科診療報酬点数表（別表6に定めるところによります。以下同じ。）または歯科診療報酬点数表（別表7に定めるところによります。以下同じ。）により、別表4に定める抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されること ② 別表8に定める先進医療による療養（別表9に定めるところによります。以下同じ。）であること ③ 別表10に定める患者申出療養による療養であること ④ 前①、②および③のほか、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている別表4に定める抗ガン剤（厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたガンの治療に対する効能または効果が認められたものに限りします。）を用いたものであること	支払事由に該当する月ごとに、支払事由に該当した日における抗ガン剤治療給付金月額	主契約の入院手術給付金受取人

2. 抗ガン剤治療については、次の各号に定める場合に依りて当該各号に定める日に、被保険者が抗ガン剤治療を受けたものとして取り扱います。

- (1) 注射による投与が医師（看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。以下、本号において同じ。）により行われた場合
医師によりその抗ガン剤が投与された日
- (2) 経口による投与が行われた場合
医師が作成した処方せんにもとづくその抗ガン剤の投薬期間に属する日のうち、その抗ガン剤を投与すべきとされる日（ただし、被保険者が生存している日に限ります。）
- (3) 前2号に該当しない場合
医師がその抗ガン剤を処方した日

3. 抗ガン剤治療給付金が支払われる抗ガン剤治療を受けた日が同一の月に2回以上あるときは、その月の最初に抗ガン剤治療を受けた日に抗ガン剤治療給付金の支払事由が生じたものとみなします。

4. 抗ガン剤治療について、「医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、別表4に定める抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されること」には、医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、別表4に定める抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる場合を含みます。

5. 抗ガン剤治療給付金月額が変更された場合には、抗ガン剤治療給付金の支払額は支払事由に該当した日現在の抗ガン剤治療給付金月額にもとづいて計算します。

6. この特約の抗ガン剤治療給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第7条（抗ガン剤治療給付金の支払限度）

この特約による抗ガン剤治療給付金の支払は、支払事由に該当する月を通算して120月をもって限度とします。

4. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、抗ガン剤治療給付金月額の減額の取扱は行いません。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、抗ガン剤治療給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、抗ガン剤治療給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に抗ガン剤治療給付金を支払っていたときは、抗ガン剤治療給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、抗ガン剤治療給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または抗ガン剤治療給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、抗ガン剤治療給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または抗ガン剤治療給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により抗ガン剤治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより抗ガン剤治療給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときに除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた

金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。

- (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に、第14条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の抗ガン剤治療給付金を詐取する目的または他人にこの特約の抗ガン剤治療給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の抗ガン剤治療給付金の請求に関し、抗ガン剤治療給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、抗ガン剤治療給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による抗ガン剤治療給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に抗ガン剤治療給付金を支払っていたときは、抗ガン剤治療給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または抗ガン剤治療給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保

保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。)に抗ガン剤治療給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を抗ガン剤治療給付金から差し引きします。

4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、抗ガン剤治療給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法(回数)が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間(1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。)に対応するこの特約の保険料(第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料)を保険契約者(主契約の死亡時返戻金が支払われるときは、主契約の死亡時返戻金受取人)に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の抗ガン剤治療給付金月額が減額されたとき
 - (4) 第12条(ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第15条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

1. 猶予期間中に抗ガン剤治療給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料(主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。)を抗ガン剤治療給付金から差し引きします。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、抗ガン剤治療給付金を支払いません。

第16条(特約保険料の自動振替貸付)

主契約の解約返戻金の型が低解約返戻金型の場合で、第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

第17条(特約の失効および消滅)

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。
3. この特約の抗ガン剤治療給付金の支払が通算して第7条(抗ガン剤治療給付金の支払限度)に定める支払限度に達したときは、この特約は消滅します。

9. 特約の復活

第18条(特約の復活)

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとしてします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。
3. この特約が復活された場合には、会社は、抗ガン剤治療給付金の支払については第3条(特約のガン給付責任開始期)第2項第2号に定めるこの特約のガン給付責任開始期より責任を負います。

10. 特約内容の変更

第19条(抗ガン剤治療給付金月額の減額)

1. 保険契約者は、将来に向かって、抗ガン剤治療給付金月額を減額することができます。ただし、減額後の抗ガン剤治療給付金月額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、抗ガン剤治療給付金月額の減額は取り扱いません。
2. 前項のほか、抗ガン剤治療給付金月額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第20条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第21条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。

12. 抗ガン剤治療給付金の受取人による特約の存続

第22条（抗ガン剤治療給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における抗ガン剤治療給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

13. 契約者配当

第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第24条（請求手続）

1. 抗ガン剤治療給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または抗ガン剤治療給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の抗ガン剤治療給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 抗ガン剤治療給付金等の支払の時期・場所等

第25条（抗ガン剤治療給付金等の支払の時期・場所等）

この特約による抗ガン剤治療給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。この場合において、抗ガン剤治療給付金を支払うために確認が必要な場合として「ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する可能性がある場合」を加え、その場合に確認する事項として「ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する事実の有無」を加えます。

16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の抗ガン剤治療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、この特約条項の抗ガン剤治療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の抗ガン剤治療給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

17. 特約の更新

第27条（特約の更新）

1. 保険契約者からこの特約の保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、この特約は更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。

2. 更新後のこの特約については、次に定めるところによります。

(1) 保険期間

① 更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、次のいずれかに該当するときは、更新後のこの特約の保険期間を次のとおり変更します。

ア. 更新後のこの特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
更新日（更新前のこの特約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下本条において同じ。）から被保険者の契約上の年齢が90歳となる日の前日までの期間

イ. 更新後のこの特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき
更新日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間

ウ. 更新日が主契約の保険料払込期間満了日の翌日のとき
10年

② 前①にかかわらず更新日における被保険者の契約上の年齢が90歳となるときは、更新後のこの特約の保険期間は終身とします。

③ 前①および②にかかわらず、会社の定める取扱範囲内で保険期間を変更することがあります。

(2) 抗ガン剤治療給付金月額

更新前のこの特約の抗ガン剤治療給付金月額と同額とします。

(3) 保険料

更新日における被保険者の年齢によりあらためて計算します。

(4) 保険期間の継続の取扱

第6条（抗ガン剤治療給付金の支払）、第7条（抗ガン剤治療給付金の支払限度）、第8条（特約保険料の払込免除）、第11条（特約を解除できない場合）および第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）の適用に際しては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとします。

(5) 告知義務違反による解除

更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、会社は、更新後のこの特約を解除することができます。

(6) 保険料の払込

① 主契約の保険料払込期間中に更新されるとき

ア. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する払込期月に払い込まれるべき主契約の保険料と同様に取り扱います。

イ. 前ア. に定める猶予期間中に更新後のこの特約の第1回保険料が払い込まれないときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は、更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

② 主契約の保険料払込期間経過後に更新されるとき

ア. 保険料払込方法（回数）は年払とします。この場合、会社の定める取扱範囲内で前納することができます。

イ. 更新後のこの特約の第1回保険料および第2回以後の保険料の払込方法（経路）は、主契約の保険料の払込方法（経路）と同一とします。

ウ. 更新後のこの特約の保険料の払込期月、払込期月中の保険事故等と保険料の取扱、保険料払込の猶予期間および猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。

エ. 前ウ. に定める猶予期間中に更新後のこの特約の第1回保険料が払い込まれないときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は、更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

オ. 前ウ. に定める猶予期間中に更新後のこの特約の第2回以後の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(7) 適用する特約および保険料率

更新日における特約および保険料率を適用します。

(8) 保険証券

新たに保険証券を発行します。

3. 第1項ただし書きによりこの特約が更新されないときは、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に締結することがあります。

18. 主約款の準用

第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

19. 中途付加の場合の取扱

第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
抗ガン剤治療給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。
4. 第1項の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項の適用に際しては、「既に払い込まれたこの特約の保険料」を「既に払い込まれたこの特約の保険料および中途付加の際に払い込まれた所定の金額（この特約に関する部分に限ります。）」と読み替えます。

20. 特別取扱

第30条（主契約に保険料払込免除特約等を付加した場合の取扱）

この特約の付加された主契約に保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約が付加された場合で、第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）の規定によりこの特約が無効となり、保険契約者にこの特約の保険料が払い戻されるときは、保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約が同時に付加されていた期間中に払い込まれた保険料については、保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

第31条（主契約が新ガン保険αの場合の取扱）

1. この特約を新ガン保険αに付加する場合には、新ガン保険αの保険期間が終身であることを要します。
2. この特約が新ガン保険αに付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 第6条（抗ガン剤治療給付金の支払）第1項ならびに第19条（抗ガン剤治療給付金月額額の減額）第2項の適用に際しては、「入院給付金日額」を「ガン入院給付金日額」と、「入院手術給付金受取人」を「ガン給付金受取人」とそれぞれ読み替えます。
 - (2) 第14条（特約保険料の払込）第5項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡給付金の支払事由発生後は、主契約の死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の抗ガン剤治療給付金月額が減額されたとき
 - (4) 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に

払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

- (3) 第16条（特約保険料の自動振替貸付）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

- (4) 第25条（抗ガン剤治療給付金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

この特約による抗ガン剤治療給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

- (5) この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、次に定めるところによります。

- ① この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- ② 主契約の保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することがあります。この場合、支払うべきこの特約の責任準備金の精算金があるときでも、会社は、支払うべきこの特約の責任準備金の精算金はないものとして取り扱います。
- ③ 前①および②のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

第32条（主契約が低・無解約返戻金選択型医療保険の場合の取扱）

この特約が低・無解約返戻金選択型医療保険に付加されている場合で、保険契約の締結時に、この特約が付加された主契約に保険料口座振替特約、団体扱特約、準団体扱特約、集団扱特約またはクレジットカード扱特約を付加したときは、第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第33条（主契約がガン保険（無解約返戻金型）（18）の場合の取扱）

この特約がガン保険（無解約返戻金型）（18）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第6条（抗ガン剤治療給付金の支払）第1項ならびに第19条（抗ガン剤治療給付金月額の減額）第2項の適用に際しては、「入院給付金日額」を「ガン入院給付金日額」と、「入院手術給付金受取人」を「ガン給付金受取人」とそれぞれ読み替えます。

- (2) 保険料の払込免除に関する規定および第16条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。

- (3) 第25条（抗ガン剤治療給付金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

この特約による抗ガン剤治療給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
抗ガン剤治療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 抗ガン剤治療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第12条
抗ガン剤治療給付金月額額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第19条
抗ガン剤治療給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 抗ガン剤治療給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となるガン

1. 対象となるガンとは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。
- なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43～C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00～D09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
/ 2 …… 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性 / 3 …… 悪性、原発部位 / 6 …… 悪性、転移部位 悪性、続発部位 / 9 …… 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47. 1
本態性（出血性）血小板血症	D47. 3
骨髄線維症	D47. 4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47. 5

別表3 抗ガン剤治療

「抗ガン剤治療」とは、別表4に定める抗ガン剤を投与することにより、ガンを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法をいいます。（ホルモン療法を含みます。）

別表4 抗ガン剤

「抗ガン剤」とは、抗ガン剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01（抗悪性腫瘍薬）、L02（内分泌療法）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）、V10（治療用放射性医薬品）に分類される薬剤をいいます。

別表5 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、抗ガン剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づいて定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表7 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、抗ガン剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づいて定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表8 先進医療

「先進医療」とは、別表5の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りま

す。）をいいます。
ただし、抗ガン剤治療を受けた日現在別表5の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている抗ガン剤治療は除きます。

別表9 療養

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表10 患者申出療養

「患者申出療養」とは、別表5の法律にもとづき、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限りま

す。）をいいます。
ただし、抗ガン剤治療を受けた日現在別表5の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている抗ガン剤治療は除きます。

1. 総則	54
第1条 (特約の締結)	54
第2条 (特約の責任開始期)	54
第3条 (特約のガン給付責任開始期)	54
第4条 (特約の保険料払込期間)	54
2. ガンの定義および診断確定	54
第5条 (ガンの定義および診断確定)	54
3. ガン退院療養給付金の支払	54
第6条 (ガン退院療養給付金の支払)	54
4. 告知義務および告知義務違反による解除	55
第7条 (告知義務)	55
第8条 (告知義務違反による解除)	55
第9条 (特約を解除できない場合)	55
5. 特約の無効	55
第10条 (ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)	55
6. 重大事由による解除	56
第11条 (重大事由による解除)	56
7. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	56
第12条 (特約保険料の払込)	56
第13条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	57
第14条 (特約の失効および消滅)	57
8. 特約の復活	57
第15条 (特約の復活)	57
9. 特約の解約および解約返戻金	57
第16条 (特約の解約)	57
第17条 (解約返戻金)	57
10. ガン退院療養給付金の受取人による特約の存続	57
第18条 (ガン退院療養給付金の受取人による特約の存続)	57
11. 契約者配当	57
第19条 (契約者配当)	57
12. 請求手続	58
第20条 (請求手続)	58
13. ガン退院療養給付金等の支払の時期・場所等	58
第21条 (ガン退院療養給付金等の支払の時期・場所等)	58
14. 主約款の準用	58
第22条 (主約款の準用)	58
15. 中途付加の場合の取扱	58
第23条 (中途付加の場合の取扱)	58
別表 1 請求書類	59

ガン退院療養給付特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン退院療養給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第4条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. ガン退院療養給付金の支払

第6条（ガン退院療養給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、ガン退院療養給付金を支払います。

名称	ガン退院療養給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン退院療養給付金	被保険者が次の条件をすべて満たす入院をした後、生存して退院したとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表4に定める入院であること (2) 主契約のガン入院給付金が支払われる入院であること (3) 入院日数が継続して20日以上あること	継続した入院後の退院1回につき、 $\left(\begin{array}{c} \text{主契約の} \\ \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right) \times 20$	主契約のガン給付金受取人

- 被保険者がガン退院療養給付金の支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、前項の規定にかかわらず、会社は、ガン退院療養給付金を支払いません。
- 本条の適用に際しては、主約款第4条（給付金の支払）第2項の規定は適用しません。
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- 主契約のガン入院給付金日額が減額された場合には、ガン退院療養給付金の支払額は、退院した日現在の主契約のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
- この特約のガン退院療養給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第7条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第8条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、ガン退院療養給付金の支払事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、ガン退院療養給付金を支払いません。また、既にガン退院療養給付金を支払っていたときは、ガン退院療養給付金の返還を請求します。ただし、ガン退院療養給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者またはガン退院療養給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、ガン退院療養給付金を支払います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン退院療養給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

第9条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりガン退院療養給付金の支払事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりガン退院療養給付金が支払われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

5. 特約の無効

第10条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知ら

- なかったときは、保険契約者に払い戻します。
- (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に第12条（特約保険料の払込）第5項第3号に定めるこの特約の保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。
- (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第8条（告知義務違反による解除）および第11条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

6. 重大事由による解除

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者または被保険者がこの特約のガン退院療養給付金を詐取する目的または他人にこの特約のガン退院療養給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) この特約のガン退院療養給付金の請求に関し、ガン退院療養給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン退院療養給付金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン退院療養給付金を支払いません。また、この場合に既にガン退院療養給付金を支払っていたときは、ガン退院療養給付金の返還を請求します。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン退院療養給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

7. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）にガン退院療養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料をガン退院療養給付金から差し引きします。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日

までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン退院療養給付金を支払いません。

5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第2号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 主契約のガン入院給付金日額が減額されたとき
 - (3) 第10条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中にガン退院療養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）をガン退院療養給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン退院療養給付金を支払いません。

第14条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

8. 特約の復活

第15条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

9. 特約の解約および解約返戻金

第16条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第17条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。

10. ガン退院療養給付金の受取人による特約の存続

第18条（ガン退院療養給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時におけるガン退院療養給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

11. 契約者配当

第19条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第20条（請求手続）

1. ガン退院療養給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはガン退院療養給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約のガン退院療養給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. ガン退院療養給付金等の支払の時期・場所等

第21条（ガン退院療養給付金等の支払の時期・場所等）

この特約によるガン退院療養給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 主約款の準用

第22条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

15. 中途付加の場合の取扱

第23条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後この特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
ガン退院療養給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険料払込期間
この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。
4. 第1項の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第10条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項の適用に際しては、「既に払い込まれたこの特約の保険料」を「既に払い込まれたこの特約の保険料および中途付加の際に払い込まれた所定の金額（この特約に関する部分に限ります。）」と読み替えます。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン退院療養給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン退院療養給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条
ガン退院療養給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) ガン退院療養給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第18条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

ガン先進医療特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則	62	別表 5 先進医療の技術にかかわる費用の額	68
第1条（特約の締結）	62		
第2条（特約の責任開始期）	62		
第3条（特約のガン給付責任開始期）	62		
第4条（特約の保険料払込期間）	62		
2. ガンの定義および診断確定	62		
第5条（ガンの定義および診断確定）	62		
3. ガン先進医療給付金の支払	62		
第6条（ガン先進医療給付金の支払）	62		
第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）	62		
4. 告知義務および告知義務違反による解除	63		
第8条（告知義務）	63		
第9条（告知義務違反による解除）	63		
第10条（特約を解除できない場合）	63		
5. 特約の無効	63		
第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	63		
6. 重大事由による解除	64		
第12条（重大事由による解除）	64		
7. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	64		
第13条（特約保険料の払込）	64		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	65		
第15条（特約の失効および消滅）	65		
8. 特約の復活	65		
第16条（特約の復活）	65		
9. 特約の解約および解約返戻金	65		
第17条（特約の解約）	65		
第18条（解約返戻金）	65		
10. ガン先進医療給付金の受取人による特約の存続	65		
第19条（ガン先進医療給付金の受取人による特約の存続）	65		
11. 契約者配当	65		
第20条（契約者配当）	65		
12. 請求手続	66		
第21条（請求手続）	66		
13. ガン先進医療給付金等の支払の時期・場所等	66		
第22条（ガン先進医療給付金等の支払の時期・場所等）	66		
14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	66		
第23条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）	66		
15. 主約款の準用	66		
第24条（主約款の準用）	66		
16. 中途付加の場合の取扱	66		
第25条（中途付加の場合の取扱）	66		
別表 1 請求書類	68		
別表 2 療養	68		
別表 3 先進医療	68		
別表 4 公的医療保険制度	68		

ガン先進医療特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン先進医療給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第4条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. ガン先進医療給付金の支払

第6条（ガン先進医療給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、ガン先進医療給付金を支払います。

名称	ガン先進医療給付金を支払う場合 （以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン先進医療給付金	被保険者が次の条件をすべて満たす療養（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を受けたとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする療養であること (2) 別表3に定める先進医療による療養であること	被保険者が負担した次の各号の費用の額 (1) 被保険者が受療した先進医療の技術にかかわる費用の額（別表5に定めるところによります。） (2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所（以下本項において「病院または診療所」といいます。）までの被保険者の交通費（医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます。）の額 (3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費（1泊につき1万円を限度とします。）	主契約のガン給付金受取人

- この特約のガン先進医療給付金の受取人は、前項に定める者以外に変更することはできません。

第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）

この特約によるガン先進医療給付金の支払は、その支払額を通算して2000万円をもって限度とします。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、ガン先進医療給付金の支払事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、ガン先進医療給付金を支払いません。また、既にガン先進医療給付金を支払っていたときは、ガン先進医療給付金の返還を請求します。ただし、ガン先進医療給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者またはガン先進医療給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、ガン先進医療給付金を支払います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン先進医療給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりガン先進医療給付金の支払事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりガン先進医療給付金が支払われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

5. 特約の無効

第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知ら

- なかったときは、保険契約者に払い戻します。
- (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に第13条（特約保険料の払込）第5項第2号に定めるこの特約の保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。
- (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第9条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

6. 重大事由による解除

第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者または被保険者がこの特約のガン先進医療給付金を詐取する目的または他人にこの特約のガン先進医療給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) この特約のガン先進医療給付金の請求に関し、ガン先進医療給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン先進医療給付金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン先進医療給付金を支払いません。また、この場合に既にガン先進医療給付金を支払っていたときは、ガン先進医療給付金の返還を請求します。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン先進医療給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

7. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）にガン先進医療給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料をガン先進医療給付金から差し引きします。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日

までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン先進医療給付金を支払いません。

5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料を保険契約者に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中にガン先進医療給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）をガン先進医療給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン先進医療給付金を支払いません。

第15条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。
3. この特約のガン先進医療給付金の支払額が通算して第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）に定める支払限度額に達したときは、この特約は消滅します。
4. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

8. 特約の復活

第16条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

9. 特約の解約および解約返戻金

第17条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第18条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。

10. ガン先進医療給付金の受取人による特約の存続

第19条（ガン先進医療給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時におけるガン先進医療給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

11. 契約者配当

第20条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第21条（請求手続）

1. ガン先進医療給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはガン先進医療給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約のガン先進医療給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. ガン先進医療給付金等の支払の時期・場所等

第22条（ガン先進医療給付金等の支払の時期・場所等）

この特約によるガン先進医療給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

第23条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度（別表4に定めるところによります。）の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項のガン先進医療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、この特約条項のガン先進医療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

15. 主約款の準用

第24条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

16. 中途付加の場合の取扱

第25条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
ガン先進医療給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険料払込期間
この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。
4. 第1項の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確

定による無効）第2項の適用に際しては、「既に払い込まれたこの特約の保険料」を「既に払い込まれたこの特約の保険料および中途付加の際に払い込まれた所定の金額（この特約に関する部分に限ります。）」と読み替えます。

別表 1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン先進医療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類	第 6 条
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第11条
ガン先進医療給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) ガン先進医療給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第19条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表 2 療養

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表 3 先進医療

この特約のガン先進医療給付金の支払対象となる先進医療とは、別表 4 の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。

ただし、療養を受けた日現在別表 4 の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

別表 4 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表 5 先進医療の技術にかかわる費用の額

先進医療の技術にかかわる費用の額とは、別表 3 に定める先進医療にかかわる療養に要した費用の額から、当該先進医療にかかわる療養につき別表 4 に定める公的医療保険制度の法令に規定された「療養の給付」の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養に要した費用の額とします。また、当該療養に食事療養および生活療養が含まれるときは、それらの費用の額を合算した額とします。）を控除した金額をいいます。

ガン死亡保障特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則	70
第1条（特約の締結）	70
第2条（特約の責任開始期）	70
第3条（特約のガン給付責任開始期）	70
第4条（特約の保険料払込期間）	70
2. ガンの定義および診断確定	70
第5条（ガンの定義および診断確定）	70
3. 特約保険金の支払	70
第6条（特約保険金の支払）	70
4. 告知義務および告知義務違反による解除	71
第7条（告知義務）	71
第8条（告知義務違反による解除）	71
第9条（特約を解除できない場合）	71
5. 特約の無効	72
第10条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	72
6. 重大事由による解除	72
第11条（重大事由による解除）	72
7. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	73
第12条（特約保険料の払込）	73
第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	73
第14条（特約の失効および消滅）	73
8. 特約の復活	73
第15条（特約の復活）	73
9. 特約内容の変更	73
第16条（ガン死亡保険金額の減額）	73
第17条（会社への通知によるガン死亡保険金受取人の変更）	74
第18条（遺言によるガン死亡保険金受取人の変更）	74
10. 特約の解約および解約返戻金	74
第19条（特約の解約）	74
第20条（解約返戻金）	74
11. 保険金の受取人による特約の存続	74
第21条（保険金の受取人による特約の存続）	74
12. 契約者配当	74
第22条（契約者配当）	74
13. ガン死亡保険金受取人の代表者	75
第23条（ガン死亡保険金受取人の代表者）	75
14. 請求手続	75
第24条（請求手続）	75
15. 特約保険金等の支払の時期・場所等	75
第25条（特約保険金等の支払の時期・場所等）	75
16. 主約款の準用	75
第26条（主約款の準用）	75
17. 中途付加の場合の取扱	75
第27条（中途付加の場合の取扱）	75
別表1 請求書類	77
別表2 対象となる高度障害状態	77
備考（別表2）	77

ガン死亡保障特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - ガン死亡保険金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
 - ガン死亡保険金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン死亡保険金およびガン高度障害保険金（以下「特約保険金」といいます。）については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第4条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約保険金の支払

第6条（特約保険金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の保険金を支払います。

名称	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン死亡保険金	被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として死亡したとき	ガン死亡保険金額	ガン死亡保険金受取人
ガン高度障害保険金	被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、高度障害状態（別表2に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約のガン給付責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを原因とする障害状態が新たに加わるにより高度障害状態に該当したときを含みます。	ガン死亡保険金額と同額	主契約のガン給付金受取人

2. ガン高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
3. ガン死亡保険金を支払う前にガン高度障害保険金の請求を受け、ガン高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、ガン死亡保険金を支払いません。また、ガン死亡保険金を支払った場合には、その支払後にガン高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
4. 主契約で死亡時返戻金受取人に関する規定が適用される場合には、この特約のガン死亡保険金受取人は主契約の死亡時返戻金受取人とし、変更することはできません。この場合、主契約の死亡時返戻金受取人が2人以上いるときのこの特約のガン死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡時返戻金の受取割合と同じとします。
5. この特約のガン高度障害保険金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第7条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第8条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険金を支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。ただし、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、保険金を支払います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

第9条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険金の支払事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険金が支払われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき認められる場合には、前項第

1号、第4号または第5号に該当するときに除いて、この特約を解除することができます。

5. 特約の無効

第10条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に第12条（特約保険料の払込）第5項第3号に定めるこの特約の保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第8条（告知義務違反による解除）および第11条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

6. 重大事由による解除

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（ガン死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの特約の保険金を詐取する目的または他人にこの特約の保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が保険金の受取人のみであり、かつ、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、この場合に既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

7. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を保険金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第2号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約のガン死亡保険金額が減額されたとき
 - (3) 第10条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を保険金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険金を支払いません。

第14条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

8. 特約の復活

第15条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

9. 特約内容の変更

第16条（ガン死亡保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後のガン死亡保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン死亡保険金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいったときは、ガン死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、ガン死亡保険金額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第17条（会社への通知によるガン死亡保険金受取人の変更）

1. 主契約で死亡時返戻金受取人に関する規定が適用されない場合には、本条の規定により、保険契約者またはその承継人は、ガン死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社へ通知することにより、ガン死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社へ到達するまでの間に、会社に変更前のガン死亡保険金受取人にガン死亡保険金を支払っていた場合には、その支払後に変更後のガン死亡保険金受取人からガン死亡保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. ガン死亡保険金の支払事由の発生以前にガン死亡保険金受取人が死亡したときは、その法定相続人をガン死亡保険金受取人とします。
4. 前項の規定によりガン死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、ガン死亡保険金受取人になった者のうち生存している他のガン死亡保険金受取人をその受取人とします。
5. 前2項の規定によりガン死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. ガン死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第18条（遺言によるガン死亡保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、主契約で死亡時返戻金受取人に関する規定が適用されない場合には、本条の規定により、保険契約者は、ガン死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、ガン死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項のガン死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言によるガン死亡保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、会社へ対抗することができません。
4. ガン死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

10. 特約の解約および解約返戻金

第19条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第20条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。

11. 保険金の受取人による特約の存続

第21条（保険金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社へ到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社へ到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社へその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社へ到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その保険金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

12. 契約者配当

第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

13. ガン死亡保険金受取人の代表者

第23条（ガン死亡保険金受取人の代表者）

1. 主契約で死亡時返戻金受取人に関する規定が適用されない場合において、ガン死亡保険金受取人が2人以上あるときは、本条の規定により、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他のガン死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、ガン死亡保険金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対しても効力を有します。

14. 請求手続

第24条（請求手続）

1. 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者およびガン死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、ガン死亡保険金またはガン高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 前3項のほか、この特約の保険金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 特約保険金等の支払の時期・場所等

第25条（特約保険金等の支払の時期・場所等）

この特約による保険金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 主約款の準用

第26条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

17. 中途付加の場合の取扱

第27条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
特約保険金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険料払込期間

この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。

(4) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

4. 第1項の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第10条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項の適用に際しては、「既に払い込まれたこの特約の保険料」を「既に払い込まれたこの特約の保険料および中途付加の際に払い込まれた所定の金額（この特約に関する部分に限ります。）」と読み替えます。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン死亡保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第6条
ガン高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン高度障害保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条
ガン死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第16条
会社への通知によるガン死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第17条
遺言によるガン死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第18条
保険金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる高度障害状態

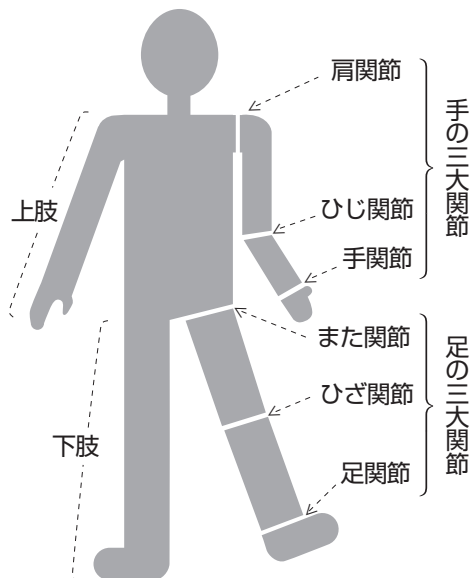
1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

備考（別表2）

1. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

- (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - b. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
- 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの
- 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



保険料口座振替特約条項

第1条（特約の締結）	79	第8条（主契約に契約日指定に関する特約が付加されている場合の取扱）	80
第2条（保険料の払込）	79	第9条（ガン保険等に付加した場合の特約）	81
第3条（口座振替保険料率—保険料月払契約）	79	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特約）	81
第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）	79	第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特約）	81
第5条（指定口座または提携金融機関等の変更）	79		
第6条（特約の消滅）	80		
第7条（主約款の準用）	80		

保険料口座振替特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、次の条件をすべて満たす場合に締結します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
- (2) 指定口座の名義人が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月（第1回保険料から口座振替を行う場合の第1回保険料については、主約款に定める第1回保険料の払込期間とします。以下同じ。）中の会社の定めた日（第1回保険料の払込期間中に複数の会社の定めた日がある場合は、その最終の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
4. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

第3条（口座振替保険料率—保険料月払契約）

1. 保険料月払契約については、口座振替保険料率を適用します。
2. 前項の規定にかかわらず、口座振替保険料率を適用している保険契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割引きます。

第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

1. 保険料の振替日に、保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 保険料月払契約
会社は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約
振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
2. 前項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第5条（指定口座または提携金融機関等の変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座または他の提携金融機関等の口座に変更することができます。この場合は、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知してください。
2. 保険契約者が保険料の口座振替の取扱を停止するときは、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知の

うえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止したときは、会社は保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等の口座に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (3) 主約款の規定により保険料を前納したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条のいずれかの条件を満たさなくなったとき

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から口座振替を行う場合は、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（保険料の払込）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、主約款に定める第1回保険料の払込期間とします。以下同じ。）中の会社の定めた日（第1回保険料の払込期間中に複数の会社の定めた日がある場合は、その最終の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 第1回保険料の振替日（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合は第2回保険料の振替日と同日）については、第2回保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料の払込があったものとします。
3. 前2項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
4. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
5. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
6. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

- (2) 第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

1. 第1回保険料の振替日（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合は第2回保険料の振替日と同日）に、第1回保険料および第2回保険料の口座振替ができないときは、会社は、第3回保険料の振替日に再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が3か月分の保険料相当額に不足するときは、口座振替可能な回数分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料から順に払込があったものとします。
2. 第2回以後の保険料の振替日（ただし、前項の場合の第2回保険料の振替日は除きます。）に、第2回以後の保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。

(1) 保険料月払契約

会社は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。

- (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約
振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
- 3. 第1項により第1回保険料および第2回保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 4. 第2項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

クレジットカード扱特約条項

第1条（特約の締結）	83	第6条（主約款の準用）	84
第2条（クレジットカード保険料率－保険料月払契約）	83	第7条（ガン保険等に付加した場合の特則）	84
第3条（保険料の払込）	83	第8条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	84
第4条（諸変更）	83	第9条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	84
第5条（特約の消滅）	83		

クレジットカード扱特約条項

第1条（特約の締結）

1. この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により第2回以後の保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に締結します。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
3. 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

第2条（クレジットカード保険料率－保険料月払契約）

1. 保険料月払契約については、クレジットカード保険料率を適用します。
2. 前項の規定にかかわらず、クレジットカード保険料率を適用している保険契約において、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割引きます。

第3条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がカード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
2. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は会社に対しその払込順序を指定できません。
3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
4. 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料については、第1項の規定は適用しません。
 - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
5. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
6. クレジットカードによって払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第4条（諸変更）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内でクレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは、他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
2. 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止するときは、あらかじめ会社に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第5条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
 - (3) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (4) 主約款の規定により契約者が変更されたとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき

- (6) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (7) 会社がクレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき
 - (8) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
2. 前項第6号から第8号までの場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。
3. 第1項第3号、第4号または第6号から第8号までの規定により、この特約が消滅したときは、保険契約者は、主約款の規定により、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第6条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第7条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第8条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第9条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

団体扱特約条項

第1条（特約の締結）	85	第8条（主契約に契約日指定に関する特約が付加されている場合の取扱）	86
第2条（保険料率）	85	第9条（ガン保険等に付加した場合の特約）	86
第3条（保険料の払込）	85	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特約）	86
第4条（保険料の一括払）	86	第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特約）	87
第5条（保険証券）	86		
第6条（特約の消滅）	86		
第7条（主約款の準用）	86		

団体扱特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は、官公庁、会社、工場、組合等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から申出があるときに締結します。
 - 団体の所属員を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その所属員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
 - 団体が会社と団体取扱契約を締結していること
 - 団体と所属員との間に給与（役員報酬を含みます。）の支払関係があること
 - 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること
- この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料年払・半年払契約のみまたは保険料月払契約のみの人数により、計算します。

第2条（保険料率）

- この特約を適用する保険料半年払契約および保険料月払契約の保険料率は、次のとおりとします。
 - 次のいずれかの場合には、団体保険料率Aを適用します。
 - 個別保険契約の保険契約者数が20人以上のとき
 - 事業保険契約の被保険者数が20人以上のとき
 - 個別保険契約の保険契約者および事業保険契約の被保険者を名寄せした人数が20人以上のとき
 - 団体の事業所が2以上あり、そのうちのいずれかの事業所が①から③のいずれかに該当するとき
 - 前号のいずれの条件も満たさないときは団体保険料率Bを適用します。
- 団体保険料率Aを適用した場合でも、前項第1号のいずれかの条件も満たさなくなり、6か月以内に補充されないときは、団体取扱契約を解除するか、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第3条（保険料の払込）

- 第1回保険料から団体を經由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を經由して払い込んでください。
- 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
 - 保険料月払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を經由してその保険料を払い込んでください。
 - 保険料年払契約および保険料半年払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を經由してその保険料を払い込んでください。
- 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を經由して払い込んでください。
- 前4項の場合、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
- 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第4条（保険料の一括払）

1. 団体保険料率Aを適用している保険料月払契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
2. 団体保険料率Bを適用している保険料月払契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準にして、会社の定める割合で保険料を割り引きます。

第5条（保険証券）

会社は、事業保険契約の場合には、個々の保険証券に代えて一括保険証券を団体に発行することがあります。

第6条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 個別保険契約の場合は、保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険契約の場合は、被保険者が団体を脱退したとき
 - (3) 団体取扱契約が解除されたとき
 - (4) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 団体に所属する保険契約者数および被保険者数のいずれもが10人未満になり、6か月（保険料月払契約のときは3か月）以内に補充できないとき
2. 前項の規定により、この特約が消滅したときは、主約款の規定を適用します。

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第3条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 α に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 α のときは新ガン保険 α 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

準団体扱特約条項

第1条（特約の締結）	89	第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	90
第2条（保険料率）	89	第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）	90
第3条（保険料の払込）	89	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	90
第4条（保険料の一括払）	89	第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	90
第5条（保険証券）	90		
第6条（特約の消滅）	90		
第7条（主約款の準用）	90		

準団体扱特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は、専門店会、同業者組合等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から申出があるときに締結します。
 - 団体の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その所属員または構成員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
 - 団体が会社と準団体取扱契約を締結していること
 - 団体において一括集金が可能であること
 - 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること
- この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料年払・半年払契約のみまたは保険料月払契約のみの人数により、計算します。

第2条（保険料率）

この特約を適用する保険料半年払契約および保険料月払契約については、団体保険料率Bを適用します。

第3条（保険料の払込）

- 第1回保険料から団体を經由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を經由して払い込んでください。
- 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
 - 保険料月払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を經由してその保険料を払い込んでください。
 - 保険料年払契約および保険料半年払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を經由してその保険料を払い込んでください。
- 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を經由して払い込んでください。
- 前4項の場合、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
- 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第4条（保険料の一括払）

第2条の規定にかかわらず、この特約を適用している保険契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準にして、会社の定める割合で保険料を割り引きます。

第5条（保険証券）

会社は、事業保険契約の場合には、個々の保険証券に代えて一括保険証券を団体に発行することがあります。

第6条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 個別保険契約の場合は、保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険契約の場合は、被保険者が団体を脱退したとき
 - (3) 団体取扱契約が解除されたとき
 - (4) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 団体に所属する保険契約者数および被保険者数のいずれもが10人未満になり、6か月（保険料月払契約のときは3か月）以内に補充できないとき
2. 前項の規定により、この特約が消滅したときは、主約款の規定を適用します。

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から団体を經由して払い込む場合、第3条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を經由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を經由してその保険料を払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

集団扱特約条項

第1条（特約の締結）	93	第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	94
第2条（保険料率）	93	第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）	94
第3条（保険料払込方法（回数））	93	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	94
第4条（保険料の払込）	93	第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）	94
第5条（保険証券）	93		
第6条（特約の消滅）	94		
第7条（主約款の準用）	94		

集団扱特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、官公庁、会社、工場、同業者組合、連合会等の団体（以下「集団」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、集団を通じ申出があるときに締結します。

- (1) 集団もしくはその代表者またはその所属員（所属員が事業者団体の場合はその構成員または構成員の使用人を含めます。）を保険契約者とする保険契約であること
- (2) 集団の所属員（所属員の使用人を含め、所属員が事業者団体の場合はその構成員または構成員の使用人を含めます。以下本号において同じ。）またはその所属員と同居する親族もしくはその所属員の扶養する親族を被保険者とする保険契約であること
- (3) 集団が会社と集団取扱契約を締結していること
- (4) 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること

第2条（保険料率）

この保険契約については、集団扱保険料率を適用します。

第3条（保険料払込方法（回数））

この保険契約の保険料払込方法（回数）は、集団を通じて同一であることを要します。

第4条（保険料の払込）

1. 第1回保険料から集団を経由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、集団を経由して払い込んでください。
2. 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
 - (1) 保険料月払契約

会社は、集団に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、集団を経由してその保険料を払い込んでください。
 - (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約

会社は、集団に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、集団を経由してその保険料を払い込んでください。
3. 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 第2回以後の保険料は、その払込期間中、集団を経由して払い込んでください。
5. 前4項の場合、集団から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
6. 集団から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を集団に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第5条（保険証券）

会社は、個々の保険証券に代え、一括保険証券を集団またはその代表者に発行することがあります。

第6条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は既払込保険料の充当期間が満了した時に消滅します。
 - (1) 保険契約者または被保険者が集団を脱退したとき
 - (2) 集団取扱契約が解除されたとき
2. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険料率を将来にわたって更正します。

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特約が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特約が付加されており、かつ、第1回保険料から集団を経由して払い込む場合、第4条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、集団を経由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、集団に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、集団を経由してその保険料を払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特約）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特約）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特約）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切な事項を記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

特に

しおりの
ページ

● 個人情報の取扱いについて	10
● ご契約のお申込みについて	12
● クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について	13
● 生命保険募集人について	14
● 受取金額と払込保険料合計額の関係について	14
● 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	14
● 新たな保険契約へのお申込みについて	17
● 給付金等をお支払いできない場合について	43
● 健康状態・ご職業等の告知義務について	54
● お申込内容等を確認させていただく場合があります	56
● 保障の開始(責任開始期)について	57
● 保険料の払込方法について	58
● 保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について	61
● ご契約の復活について	63
● 解約と解約返戻金について	69

等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたい事項ですので、告知および保険料の受領等代理店もしくは社員の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

MS&AD 三井住友海上あいおい生命保険株式会社

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

ご契約内容に関するお問い合わせの際は、プライバシー保護のため、契約者(給付金等請求の場合は受取人)さまご本人からご連絡ください。

お客さま
サービスセンター

0120-324-386 (無料)

受付時間/月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

ホームページ <https://www.msa-life.co.jp>

【ご相談・お申込先】